

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和 7 年 10 月

山梨県人事委員会

写

梨人委第970号
令和7年10月17日

山梨県議会議長 渡 辺 淳 也 殿

山 梨 県 知 事 長 崎 幸太郎 殿

山梨県人事委員会

委員長 中 島 琢 雄

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告します。

この勧告実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

また、同法第8条の規定に基づき、公務運営について、別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告

I	給与勧告の基本的考え方	1
II	職員給与と民間給与の比較	1
1	職員給与の状況	1
2	民間給与の調査	3
3	職員給与と民間給与との比較	5
III	国家公務員及び他の地方公共団体の職員との給与比較	7
IV	物価及び生計費	7
V	人事院の報告及び勧告の要旨	7
VI	むすび	8
1	本年の給与改定	8
2	諸手当の見直し	8
3	教員給与	9
4	その他の給与上の課題	9
5	給与勧告実施の要請	9

別紙第2 勧 告 11

別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保	51
2	職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上	52
3	時代に即した働き方の推進と勤務環境の整備	53
4	服務規律の確保	58

別紙 人事院の報告及び勧告の要旨

給与報告資料

職員の給与に関する報告

I 給与勧告の基本的考え方

本委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては職員の行政職と類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ精密に比較（ラスパイレス方式）を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本として、さらには、国及び他の地方公共団体の職員の給与水準との均衡等も考慮に入れながら、給与勧告を行っている。

本委員会では、このような給与勧告により適正な職員給与を確保することは、労使関係の安定に寄与するとともに、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっており、県民の理解を得る上でも重要なものであると考える。

II 職員給与と民間給与の比較

1 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日現在をもって実施した「令和7年職員給与実態調査」の結果によると、第1表及び第2表に示すとおり、職員の総数は11,068人で、平均年齢は41.6歳、平均経験年数は18.8年、学歴別構成は大学卒87.0%、短大卒3.2%、高校卒9.8%、男女別構成は男59.1%、女40.9%となっており、その平均給与月額380,194円（給料月額352,050円、給料の調整額1,392円、地域手当8,955円、教職調整額6,450円、義務教育等教員特別手当2,727円、扶養手当8,620円）で、昨年より7,726円（2.07%）高くなっている。

第 1 表 給料表別職員数及び学歴別・男女別構成比

給 料 表	職 員 数	学 歴 別			男 女 別	
		大学卒	短大卒	高校卒	男	女
	人	%	%	%	%	%
行 政 職	3,378	82.7	4.3	13.0	66.7	33.3
医 療 職 (一)	19	100.0	－	－	68.4	31.6
医 療 職 (二)	31	61.3	38.7	－	22.6	77.4
医 療 職 (三)	39	92.3	7.7	－	7.7	92.3
研 究 職	181	98.9	1.1	－	81.8	18.2
福 祉 職	50	58.2	4.7	37.1	88.8	11.2
教 育 職 (一)	1,585	96.0	4.0	－	42.0	58.0
教 育 職 (二)	4,113	95.5	2.5	2.0	52.1	47.9
教 育 職 (三)	7	98.2	1.8	－	43.4	56.6
公 安 職	1,654	85.7	－	14.3	71.4	28.6
第 2 号任期付研究員	10	100.0	－	－	80.0	20.0
全 職 員	11,068	87.0	3.2	9.8	59.1	40.9

- (注) 1 暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び公益法人へ派遣中の職員等は含まれていない（第 2 表及び第 5 表において同じ。）。
- 2 定年が段階的に引き上げられるに伴い、山梨県職員給与条例附則第 7 項、山梨県学校職員給与条例附則第 7 項又は山梨県警察職員給与条例附則第 9 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（第 2 表及び第 5 表において同じ。）。
- 3 特定任期付職員は職員数が少数であるため、表中への具体的な数値の掲載は省略した（第 2 表において同じ。）。

第 2 表 給料表別平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

給料表	平均給与月額	平均年齢	平均経験年数	給料表	平均給与月額	平均年齢	平均経験年数
	円	歳	年		円	歳	年
行 政 職	357,843	42.1	19.2	教育職(一)	421,696	45.1	21.9
医療職(一)	592,609	49.4	24.8	教育職(二)	388,208	41.2	18.1
医療職(二)	384,762	46.6	23.9	教育職(三)	445,687	44.1	19.1
医療職(三)	346,946	37.5	14.8	公 安 職	363,863	37.9	16.5
研 究 職	386,248	43.5	20.1	第 2 号任期付研究員	355,727	32.0	－
福 祉 職	362,270	37.4	14.0	全 職 員	380,194	41.6	18.8

- (注) 1 「平均給与月額」は、給料月額、給料の調整額、地域手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当及び扶養手当の合計額である。
- 2 全職員欄の平均経験年数には、第 2 号任期付研究員は含まれていない。

2 民間給与の調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、毎年、人事院及び各都道府県等の人事委員会と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施している。

本年も、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所325のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した124の事業所を対象に、公務と類似すると認められる職種に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等を詳細に実地調査した。

この「職種別民間給与実態調査」は、給与改定や賃金カット等の有無にかかわらず実施しており、ベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の中止など給与抑制措置を行った事業所の給与の状況も、公民の給与較差に反映されることとなる。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、90.3%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で65.1%（昨年47.1%）、高校卒で45.5%（同36.8%）となっており、これらのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で84.7%（同81.1%）、高校卒で87.8%（同87.2%）であり、それぞれ3.6ポイント、0.6ポイント増加している。

（給与報告資料2 民間給与及び公民比較関係 第15表 参照）

(2) 本年の給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した事業所の割合は73.2%（昨年56.3%）、ベースアップを中止した事業所の割合は1.2%（同2.2%）、ベース改定の慣行のない事業所の割合は25.1%（同41.5%）となっており、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.0%）である。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）に対し、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は94.7%（昨年92.8%）である。昇給額が昨

年に比べて増額となった事業所の割合は47.0%（同43.2%）、減額となった事業所の割合は3.3%（同3.7%）である。

第3表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職 段階	項目		ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の慣 行なし
	企業規模					
係 員	規 模 計 (100人以上)		73.2	1.2	0.4	25.1
	500人以上		74.0	0.5	3.1	22.4
	100人以上 500人未満		70.8	0.3	0.3	28.7
	【参考】 50人以上 100人 未 満		61.0	0.8	0.6	37.6
課長級	規 模 計 (100人以上)		67.4	0.4	1.3	30.9
	500人以上		61.1	0.6	3.3	35.0
	100人以上 500人未満		71.3	0.4	0.4	28.0
	【参考】 50人以上 100人 未 満		63.7	0.6	1.0	34.7

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職 段階		項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
				増 額	減 額	変化なし		
係 員	規 模 計 (100人以上)	94.7	94.4	47.0	3.3	44.1	0.3	5.3
	500人以上	99.3	98.5	47.0	0.5	51.0	0.8	0.7
	100人以上 500人未満	86.7	86.4	45.1	4.0	37.3	0.3	13.3
	【参考】 50人以上 100人未満	78.3	77.4	38.8	0.5	38.0	0.9	21.7
課長級	規 模 計 (100人以上)	83.5	83.3	37.6	3.3	42.4	0.2	16.5
	500人以上	87.1	86.5	39.8	0.7	46.0	0.6	12.9
	100人以上 500人未満	82.2	81.8	38.6	2.7	40.5	0.4	17.8
	【参考】 50人以上 100人未満	75.4	74.8	49.2	1.0	24.6	0.6	24.6

（注）定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

本県においては、これまでも地方公務員法の趣旨を踏まえ、給与制度については、原則として国に準拠していることから、公民給与の比較方法についても、人事院の報告及び勧告に準じた見直しを行うことが適当である。

具体的には、月例給及び特別給について、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする。

(2) 月例給

(公民給与の較差)

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては職員の行政職と類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第5表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり11,336円（2.99%）下回っている。

第5表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ (円) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right] (\%)$
390,732 円	379,396 円	11,336 円 (2.99 %)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 職員給与は、給料343,184円、地域手当8,861円、扶養手当9,080円、管理職手当12,274円、住居手当5,381円及びその他の手当616円の合計額である。

(3) 特別給

(公民の特別給の比較方法)

本委員会は、「職種別民間給与実態調査」により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を均衡させることを基本に、勧告を行っている。

また、民間の支給状況をより迅速に職員給与に反映させるため、民間の特別給の前年8月から当該年7月までの1年間の支給実績を調査し、その結果

に基づいて公民比較を行っている。

（本年の比較の結果）

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第６表に示すとおり、平均所定内給与月額の４.６５月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（４.６０月）を上回っている。

第６表 民間における特別給の支給状況

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期（Ａ１）	円 387,245
	上半期（Ａ２）	395,659
特別給の支給額	下半期（Ｂ１）	円 887,106
	上半期（Ｂ２）	935,128
特別給の支給割合	下半期（Ｂ１／Ａ１）	月分 2.29
	上半期（Ｂ２／Ａ２）	2.36
	年 間	4.65月分

（注）下半期とは令和６年８月から令和７年１月まで、上半期とは同年２月から７月までの期間をいう。

Ⅲ 国家公務員及び他の地方公共団体の職員との給与比較

総務省が行った「令和6年地方公務員給与実態調査」によると、本県の行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、令和6年4月1日現在において100.5となっている。

また、各都道府県のラスパイレス指数の状況は、第7表のとおりである。

第7表 都道府県のラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数	99未満	99以上100未満	100以上
団 体 数	9	20	18

(注)「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（基本給）を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ、比較し算出したもので、国を100としたものである。

Ⅳ 物価及び生計費

1 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国、甲府市ともに3.6%上昇している。

2 標準生計費

本委員会が総務省の「家計調査」を基礎として算定した甲府市における本年4月の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ143,370円、158,580円及び173,780円となった。

(給与報告資料3 物価及び生計費関係 第23表 参照)

Ⅴ 人事院の報告及び勧告の要旨

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の公務員人事管理について報告するとともに、一般職の職員の給与について報告し、勧告したが、その要旨は、別紙のとおりである。

VI む す び

1 本年の給与改定

月例給については、前記Ⅱ 3 (2) のとおり、本年4月時点で、職員の月例給が民間給与を11,336円 (2.99%) 下回るとともに、特別給 (期末手当及び勤勉手当) については、前記Ⅱ 3 (3) のとおり、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を0.05月分下回っていることが明らかになった。

また、国家公務員の給与については、民間給与を下回ったことから月例給を引き上げるとともに、特別給についても民間の支給割合を踏まえ引き上げる等の人事院勧告がなされた。

本委員会は、このような状況を踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員給与について、次のとおり取り扱うことが適当であると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表については、人事院勧告に準じた給料表に改定する必要がある。

イ 初任給調整手当については、給料表の改定状況を勘案し、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

(2) 特別給 (期末手当及び勤勉手当)

民間の特別給の支給割合との均衡を図るとともに、民間の特別給の支給状況等を考慮して、人事院勧告の内容に準じて年間支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるように配分する必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても支給月数を引き上げる必要がある。

2 諸手当の見直し

人事院は、本年の報告及び勧告において、地域手当、駐車に係る通勤手当、月の中途に採用された職員等の通勤手当、宿日直手当、特地勤務手当等の見直しの必要性について言及したところである。

本県においては、これまでも地方公務員法の趣旨を踏まえ、給与制度につ

いては、原則として国に準拠していることから、人事院の報告及び勧告に準じた見直しを行うことが適当である。

3 教員給与

教員の職務の専門性及び重要性に鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の処遇改善等を一体的・総合的に図るため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和7年6月に成立した。

本県においても、当該法改正の趣旨及び国の予算措置等を踏まえ、教職調整額の段階的な引上げ、教職調整額の水準に応じた管理職の本給加算の見直し、業務の困難性等を考慮した校務類型に応じた義務教育等教員特別手当の支給等を通じて、高度専門職にふさわしい処遇の実現に向け、適切な対応を行う必要がある。

また、組織的な学校運営及び指導の促進を図るため、主務教諭の職の新設や特別支援教育に従事する教員に対する給料の調整額について、国や他の都道府県の動向等を注視しながら適切な対応を行う必要がある。

4 その他の給与上の課題

人事院は、本年の報告において、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築、在級期間表の廃止等に言及した。また、人事院は、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から新設することを勧告した。

本県においても、国や他の都道府県の動向等を注視しながら適切な対応を行う必要がある。

5 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている地方公務員に対する代償措置として、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることで、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、県民の理解を得る上でも重要であると考えます。

議会及び知事におかれては、この勧告制度の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請します。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次のとおり措置することを勧告する。

1 給料表

- (1) 現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- (2) 任期付研究員について、現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- (3) 特定任期付職員について、現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

2 諸手当

- (1) 初任給調整手当について
 - ア 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。
 - イ 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を52,100円とすること。
- (2) 期末手当及び勤勉手当について
 - ア 令和7年12月期の支給割合
 - （ア）（イ）から（エ）まで以外の職員
期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。
 - （イ） 特定幹部職員
期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。
 - （ウ） 任期付研究員

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)から(エ)まで以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分)とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(3) 通勤手当について

ア 人事院勧告の内容に準じて、駐車に係る通勤手当を支給すること。

イ 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

- (4) 特地勤務手当に準ずる手当について
人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- (5) 宿日直手当について
人事院勧告の内容に準じて改定すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(2)のイ及び(3)については、令和8年4月1日から実施すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

2の(4)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

(3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700						
	87	266,500	306,100	356,100						
	88	266,800	306,400	356,500						

	89	267,100	306,700	356,700						
	90	267,400	307,000	357,100						
	91	267,700	307,300	357,500						
	92	268,000	307,600	357,900						
	93	268,300	307,800	358,100						
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000
	60	417,200	494,000	551,700
	61	417,600	494,400	552,500
	62	417,900	495,000	553,400
	63	418,200	495,700	554,300
	64	418,500	496,400	555,200
	65	418,800	496,800	556,000
	66		497,400	556,900
	67		498,000	557,800
	68		498,500	558,700
	69		499,000	559,500
	70		499,500	560,400
	71		500,000	561,300
	72		500,500	562,200
	73		500,900	563,000
	74		501,400	
	75		501,800	
	76		502,200	
	77		502,700	
	78		503,300	
	79		503,800	
	80		504,200	
	81		504,700	
	82		505,300	
	83		505,900	
	84		506,400	

	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、病院、保健所等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
	78	265,000	301,000	338,100	359,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000		
	86		303,000	341,100	362,300		
	87		303,200	341,400	362,600		
	88		303,400	341,700	362,900		

	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、病院及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			

89	297,200	325,500	362,800	381,300			
90	297,700	326,500	363,400	381,800			
91	298,200	327,500	364,000	382,100			
92	298,700	328,500	364,600	382,400			
93	299,200	329,300	365,000	383,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			
106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400				
111	306,700	338,100	372,900				
112	307,000	338,400	373,300				
113	307,300	338,700	373,700				
114	307,500	339,100	374,100				
115	307,800	339,400	374,600				
116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					

	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400	348,800					
	147	316,700	349,200					
	148	317,000	349,600					
	149	317,200	349,900					
	150	317,400	350,300					
	151	317,700	350,700					
	152	318,000	351,100					
	153	318,400	351,400					
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
	158	319,700						
	159	320,000						
	160	320,300						
	161	320,700						
	162	321,000						
	163	321,300						
	164	321,600						
	165	322,000						
	166	322,300						
	167	322,600						
	168	322,900						
	169	323,300						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、病院、保健所及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	262,600	322,100	386,400	444,700
	42	263,900	322,600	387,600	446,000
	43	265,300	323,100	388,800	447,400
	44	266,700	323,500	390,000	448,700
	45	268,200	323,900	390,700	449,500
	46	269,500	324,400	391,700	450,300
	47	270,700	324,900	392,500	451,200
	48	271,900	325,300	393,200	452,100
	49	273,100	325,700	393,900	452,900
	50	274,200	326,100	394,600	453,700
	51	275,300	326,400	395,200	454,300
	52	276,400	326,900	395,800	455,100
	53	277,400	327,300	396,400	455,500
	54	278,500	327,700	397,100	456,100
	55	279,500	328,100	397,900	456,600
	56	280,500	328,400	398,700	457,100
	57	281,500	328,800	399,300	457,600
	58	282,200	329,100	400,100	
	59	282,700	329,500	400,800	
	60	283,300	329,800	401,500	
	61	283,900	330,200	402,100	
	62	284,500	330,700	402,800	
	63	285,100	331,300	403,400	
	64	285,600	331,800	404,100	
	65	286,200	332,200	404,800	
	66	286,700	332,800	405,400	
	67	287,300	333,300	406,000	
	68	287,800	333,900	406,700	
	69	288,400	334,400	407,400	
	70	289,100	334,900	407,900	
	71	289,700	335,400	408,500	
	72	290,300	336,000	409,100	
	73	290,900	336,500	409,600	
	74	291,500	337,200	410,200	
	75	292,100	337,900	410,800	
	76	292,800	338,600	411,300	
	77	293,400	339,200	411,800	
	78	294,100	339,800	412,300	
	79	294,800	340,500	412,800	
	80	295,300	341,200	413,500	
	81	295,900	341,900	413,900	
	82	296,500	342,600		
	83	297,200	343,200		
	84	297,800	343,800		
	85	298,300	344,300		
	86	298,900	344,800		
	87	299,600	345,200		
	88	300,200	345,600		

	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、研究所、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	460,900
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	461,200
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	461,500

	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	461,800
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	462,100
	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200	462,400
	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500	462,700
	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800	463,000
	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100	
	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400	
	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700	
	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900	
	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200	
	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400	
	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700	
	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900	
	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200	
	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500	
	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800	
	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000	
	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300	
	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600	
	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800	
	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000	
	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300	
	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600	
	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800	
	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000	
	66	270,300	326,700	353,100	400,400		
	67	270,600	327,500	353,500	401,000		
	68	270,900	328,300	354,000	401,500		
	69	271,300	328,900	354,200	401,900		
	70	271,600	329,400	354,700	402,400		
	71	271,900	329,900	355,100	402,900		
	72	272,300	330,400	355,500	403,400		
	73	272,700	330,800	355,800	403,900		
	74	273,000	331,300	356,200	404,300		
	75	273,400	331,800	356,700	404,600		
	76	273,700	332,300	357,100	404,900		
	77	274,000	332,600	357,300	405,100		
	78	274,400	332,900	357,600	405,300		
	79	274,800	333,300	358,000	405,600		
	80	275,100	333,600	358,400	405,900		
	81	275,300	333,900	358,700	406,100		
	82	275,600	334,200	359,000	406,400		
	83	276,000	334,400	359,400	406,700		
	84	276,300	334,700	359,800	406,900		
	85	276,500	335,100	360,100	407,100		
	86	276,800	335,500	360,500			
	87	277,200	335,800	360,900			
	88	277,500	336,000	361,100			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	277,800	336,500	361,400			
90	278,100	336,900				
91	278,400	337,100				
92	278,700	337,400				
93	279,000	337,800				
94	279,400	338,200				
95	279,800	338,500				
96	280,100	338,800				
97	280,300	339,000				
98	280,700	339,300				
99	281,000	339,600				
100	281,300	339,900				
101	281,600	340,300				
102	281,900	340,500				
103	282,200	340,800				
104	282,500	341,200				
105	282,700	341,600				
106	282,900	341,900				
107	283,200	342,200				
108	283,500	342,500				
109	283,800	342,800				
110	284,100	343,200				
111	284,400	343,500				
112	284,600	343,700				
113	284,900	343,900				
114	285,100	344,200				
115	285,400	344,400				
116	285,800	344,700				
117	286,100	344,900				
118	286,400					
119	286,700					
120	287,000					
121	287,200					
122	287,400					
123	287,800					
124	288,100					
125	288,300					
126	288,600					
127	288,900					
128	289,300					
129	289,500					
130	289,900					
131	290,300					
132	290,600					
133	290,800					
134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					

	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、
 保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	278,500	326,600	395,500	447,700
	42	279,500	328,500	397,000	449,200
	43	280,500	330,300	398,400	450,400
	44	281,400	332,000	399,800	451,600
	45	282,000	333,600	401,300	452,800
	46	282,800	335,500	402,900	454,100
	47	283,600	337,200	404,500	455,300
	48	284,400	338,900	405,900	456,500
	49	285,100	340,600	407,100	457,600
	50	285,900	342,300	408,500	458,800
	51	286,600	344,000	409,900	460,000
	52	287,400	345,700	411,200	461,200
	53	288,200	347,400	412,400	462,400
	54	289,000	348,700	413,600	463,600
	55	289,700	350,000	414,900	464,800
	56	290,500	351,300	416,200	466,000
	57	291,200	352,800	417,500	467,100
	58	291,800	354,400	418,800	467,700
	59	292,600	355,900	420,200	468,200
	60	293,400	357,500	421,400	468,700
	61	294,100	358,900	422,600	469,200
	62	294,700	360,500	424,000	
	63	295,500	362,100	425,400	
	64	296,100	363,500	426,700	
	65	297,100	365,000	427,900	
	66	297,900	366,600	429,100	
	67	298,600	368,200	430,400	
	68	299,300	369,700	431,800	
	69	299,900	371,200	433,100	
	70	300,600	372,800	434,300	
	71	301,300	374,300	435,300	
	72	302,000	375,800	436,500	
	73	302,700	377,300	437,700	
	74	303,400	378,900	438,800	
	75	304,100	380,500	440,000	
	76	304,600	382,000	441,000	
	77	305,200	383,400	442,100	
	78	305,800	384,800	443,100	
	79	306,500	386,200	444,100	
	80	307,100	387,500	445,100	
	81	307,600	388,800	446,000	
	82	308,200	390,200	446,800	
	83	308,900	391,500	447,600	
	84	309,600	392,800	448,400	
	85	310,200	393,900	449,100	
	86	311,000	395,300	449,500	
	87	311,700	396,600	449,900	
	88	312,300	397,900	450,300	

89	313,000	399,100	450,700
90	313,800	400,400	451,000
91	314,600	401,500	451,300
92	315,400	402,700	451,500
93	315,900	403,900	451,800
94	316,700	405,000	452,100
95	317,500	406,200	452,400
96	318,300	407,400	452,600
97	318,900	408,800	452,800
98	319,600	409,800	
99	320,400	410,800	
100	321,100	411,800	
101	321,900	412,700	
102	322,700	413,700	
103	323,600	414,800	
104	324,400	415,900	
105	325,000	416,600	
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	
121	333,400	427,200	
122	333,800	427,500	
123	334,200	427,800	
124	334,700	428,000	
125	335,200	428,200	
126	335,500	428,500	
127	335,800	428,800	
128	336,100	429,000	
129	336,300	429,200	
130	336,600	429,500	
131	336,900	429,800	
132	337,100	430,000	
133	337,300	430,200	
134	337,500	430,500	
135	337,700	430,800	
136	338,000	431,000	

	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
	149	341,300				
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

- 備考 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	277,400	306,300	390,400	410,200
	42	278,500	308,200	391,600	411,500
	43	279,600	310,000	392,800	412,500
	44	280,700	311,700	393,900	413,600
	45	281,600	313,400	395,000	414,800
	46	282,400	315,200	396,300	416,000
	47	283,200	316,900	397,500	417,200
	48	284,000	318,500	398,600	418,400
	49	284,600	320,100	399,500	419,500
	50	285,400	321,800	400,700	420,500
	51	286,100	323,600	401,700	421,800
	52	286,800	325,300	402,800	423,000
	53	287,600	326,600	403,600	424,200
	54	288,400	328,500	404,700	425,300
	55	289,000	330,300	405,700	426,400
	56	289,700	332,000	406,700	427,500
	57	290,400	333,600	407,800	428,500
	58	291,200	335,500	408,800	429,700
	59	292,000	337,200	409,900	430,900
	60	292,600	338,900	411,000	432,100
	61	293,200	340,600	412,000	432,700
	62	293,900	342,300	413,100	433,500
	63	294,600	344,000	414,200	434,200
	64	295,100	345,700	415,200	434,700
	65	295,800	347,400	416,100	435,000
	66	296,500	348,700	417,000	435,300
	67	297,100	350,000	418,000	435,700
	68	297,700	351,300	419,000	436,100
	69	298,400	352,800	419,800	436,400
	70	299,100	354,300	420,600	436,800
	71	299,700	355,800	421,300	437,100
	72	300,400	357,300	422,100	437,400
	73	300,900	358,600	422,800	437,700
	74	301,500	360,100	423,400	438,000
	75	302,200	361,600	424,100	438,300
	76	302,700	363,000	424,800	438,600
	77	303,300	364,400	425,400	438,800
	78	303,900	365,900	426,100	439,100
	79	304,500	367,400	426,600	439,400
	80	305,100	368,900	427,200	439,600
	81	305,600	370,200	427,600	439,800
	82	306,100	371,500	428,000	
	83	306,700	372,800	428,300	
	84	307,300	374,000	428,500	
	85	307,700	375,200	428,700	
	86	308,100	376,400	429,000	
	87	308,600	377,500	429,300	
	88	309,100	378,600	429,500	

89	309,500	379,600	429,700
90	310,000	380,700	430,000
91	310,400	381,800	430,300
92	310,900	382,900	430,500
93	311,200	384,000	430,700
94	311,700	385,100	431,000
95	312,200	386,100	431,300
96	312,600	387,200	431,500
97	312,900	388,200	431,700
98	313,300	389,200	
99	313,700	390,100	
100	314,100	391,000	
101	314,500	391,800	
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	
116	318,300	404,900	
117	318,600	405,700	
118	318,800	406,400	
119	319,100	407,200	
120	319,400	408,000	
121	319,600	408,600	
122	319,800	409,300	
123	320,000	410,000	
124	320,300	410,600	
125	320,600	411,200	
126		411,900	
127		412,400	
128		413,000	
129		413,600	
130		414,200	
131		414,700	
132		415,200	
133		415,500	
134		415,800	
135		416,000	
136		416,300	

	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

- 備考 1 この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (三)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	244,100	277,500	360,000	464,500	537,300
	2	247,000	279,300	362,200	473,300	543,400
	3	250,100	281,100	364,400	481,800	549,500
	4	253,100	282,800	366,600	489,600	554,800
	5	256,300	284,400	368,500	495,500	558,800
	6	259,600	285,900	370,800	500,100	562,300
	7	262,800	287,400	373,100	504,400	565,000
	8	266,000	288,900	375,600	508,400	567,300
	9	269,000	290,400	377,800	512,400	569,300
	10	270,800	292,200	379,900	515,800	
	11	272,500	294,100	382,000	519,000	
	12	274,100	295,900	384,000	522,300	
	13	275,700	297,800	385,900	525,200	
	14	277,000	299,700	387,500	527,600	
	15	278,400	301,600	389,000	530,000	
	16	279,700	303,500	390,600	532,000	
	17	281,000	305,500	392,200	534,000	
	18	282,100	308,000	393,500		
	19	283,100	310,600	394,800		
	20	284,000	313,200	396,000		
	21	285,400	315,800	397,300		
	22	286,700	318,300	398,900		
	23	288,100	320,700	400,500		
	24	289,400	323,000	402,000		
	25	290,800	325,100	403,400		
	26	292,300	327,200	404,900		
	27	293,700	329,300	406,400		
	28	295,100	331,400	407,900		
	29	296,400	333,400	409,200		
	30	297,700	335,000	410,600		
	31	299,000	336,500	411,900		
	32	300,400	338,000	413,200		
	33	301,800	339,500	414,100		
	34	303,100	341,100	415,300		
	35	304,400	342,600	416,400		
	36	305,200	344,100	417,500		
	37	305,900	345,500	418,500		
	38	306,700	346,900	419,600		
	39	307,500	348,200	420,700		
	40	308,300	349,400	421,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	309,000	350,600	422,900		
	42	309,800	352,300	424,000		
	43	310,500	353,900	425,200		
	44	311,000	355,700	426,400		
	45	311,500	357,300	427,500		
	46	312,000	358,900	428,900		
	47	312,400	360,400	430,400		
	48	312,800	361,800	431,900		
	49	313,300	363,300	433,300		
	50	313,700	364,900	434,200		
	51	314,100	366,300	435,100		
	52	314,400	367,700	435,900		
	53	314,700	369,100	436,700		
	54	315,100	370,100	437,700		
	55	315,400	371,100	438,700		
	56	315,800	372,000	439,400		
	57	316,100	373,100	440,100		
	58	316,400	374,300	440,900		
	59	316,800	375,600	441,700		
	60	317,100	376,900	442,600		
	61	317,500	378,200	443,600		
	62	317,800	379,500	444,600		
	63	318,100	380,700	445,500		
	64	318,400	381,900	446,400		
	65	318,800	383,100	447,100		
	66	319,100	384,400	448,000		
	67	319,500	385,600	448,800		
	68	319,800	386,800	449,600		
	69	320,200	388,000	450,500		
	70	320,500	389,300	451,300		
	71	320,900	390,500	452,100		
	72	321,300	391,700	453,000		
	73	321,600	392,900	453,700		
	74	322,000	394,200	454,100		
	75	322,500	395,500	454,500		
	76	322,900	396,700	454,900		
	77	323,200	397,800	455,300		
	78	323,700	398,900	455,800		
	79	324,100	400,000	456,200		
	80	324,500	401,200	456,600		
	81	324,900	402,600	456,800		
	82	325,300	404,000	457,200		
	83	325,700	405,400	457,500		
	84	326,100	406,800	457,800		
	85	326,500	407,800	458,000		
	86	327,000	409,100	458,200		
	87	327,500	410,400	458,500		
	88	328,000	411,700	458,800		

89	328,300	412,900	459,000
90	328,700	413,800	459,300
91	329,100	414,800	459,600
92	329,500	415,900	459,800
93	330,000	416,700	460,000
94	330,400	417,800	460,300
95	331,000	418,900	460,600
96	331,500	419,800	460,800
97	331,900	420,700	461,000
98	332,300	421,600	
99	332,600	422,500	
100	332,900	423,400	
101	333,200	424,200	
102	333,500	425,200	
103	333,800	426,100	
104	334,100	427,100	
105	334,500	427,700	
106	334,900	428,400	
107	335,400	429,100	
108	335,800	429,600	
109	336,200	430,000	
110	336,700	430,400	
111	337,100	430,700	
112	337,500	431,000	
113	337,800	431,200	
114	338,300	431,500	
115	338,600	431,800	
116	339,000	432,100	
117	339,300	432,300	
118	339,700	432,600	
119	340,200	432,900	
120	340,700	433,100	
121	340,900	433,300	
122	341,300	433,600	
123	341,600	433,900	
124	341,900	434,100	
125	342,100	434,300	
126	342,400		
127	342,900		
128	343,300		
129	343,500		
130	343,900		
131	344,400		
132	344,800		
133	345,000		
134	345,400		
135	345,800		
136	346,000		

	137	346,300				
	138	346,700				
	139	347,100				
	140	347,500				
	141	348,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		261,600	309,200	327,300	393,900	491,600

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	455,300
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	466,200
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	469,600
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	472,100
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
	86	312,500	331,200	355,900	398,800				
	87	313,200	332,200	357,400	399,400				
	88	313,900	333,200	358,800	400,000				

89	314,600	334,100	360,100	400,300					
90	315,300	335,400	361,300	400,800					
91	316,000	336,600	362,500	401,300					
92	316,700	337,800	363,800	401,800					
93	317,200	339,000	365,100	402,200					
94	318,100	340,300	366,600	402,600					
95	319,000	341,500	368,100	403,100					
96	319,800	342,700	369,500	403,600					
97	320,500	343,900	370,800	404,000					
98	321,400	345,200	372,000	404,500					
99	322,300	346,400	373,100	405,000					
100	323,200	347,600	374,300	405,400					
101	324,100	349,000	375,400	405,700					
102	325,100	349,900	376,500	406,100					
103	326,100	350,900	377,600	406,500					
104	327,000	352,000	378,700	406,800					
105	327,800	353,100	379,900	407,100					
106	328,400	354,200	380,400	407,600					
107	329,000	355,200	381,000	408,100					
108	329,600	356,200	381,600	408,600					
109	330,100	357,400	382,200	408,900					
110	330,600	358,400	382,700	409,400					
111	331,000	359,400	383,100	409,900					
112	331,500	360,300	383,600	410,400					
113	332,300	361,200	384,000	410,700					
114	332,900	362,100	384,400	411,200					
115	333,600	363,000	384,900	411,700					
116	334,200	364,000	385,400	412,200					
117	334,800	365,000	385,800	412,600					
118	335,500	365,400	386,300	413,100					
119	336,200	366,000	386,900	413,500					
120	336,900	366,600	387,400	414,000					
121	337,500	366,900	387,600	414,400					
122	337,800	367,300	388,100						
123	338,300	367,700	388,600						
124	338,800	368,100	389,000						
125	339,100	368,500	389,500						
126		368,900	390,000						
127		369,300	390,500						
128		369,700	391,000						
129		370,100	391,300						
130			391,800						
131			392,300						
132			392,800						
133			393,100						
134			393,600						
135			394,000						
136			394,400						

	137			394,700						
	138			395,100						
	139			395,600						
	140			396,100						
	141			396,400						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第 2

第一号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第二号任期付研究員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

別記第 3

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

公務運営に関する報告

1 多様で有為な人材の確保

行政を取り巻く社会経済状況が激しく変化している中、複雑・高度化する行政課題や多様化する県民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、多様で有為な人材の確保がますます重要となっている。

本委員会においては、学生等を対象としたセミナーの開催や大学訪問、職員採用サイトの充実やSNSを活用した情報発信を強化し、県職員の仕事の内容やキャリアイメージ、公務員として働く魅力等をPRしてきた。

さらに、本年度は、民間企業志望者や社会人経験者、技術系人材など、幅広い層に公務職場を選択肢として検討してもらえよう、試験時期の早期化、オンライン試験の導入、民間企業等の採用試験で広く活用されている基礎能力検査の本格導入など、大幅な試験制度の見直しを進めてきた。

見直しの成果として、行政職における大学卒業程度採用試験の申込者数は対前年比で増加するなど明るい兆しが見られる一方で、電気職や農業土木職など一部の技術系職種については、採用予定数を確保できない危機的状況が継続している。

このため、本委員会では、令和8年度に向けて、特に技術系職種の人材確保の観点から更なる試験制度の見直しを行っていくとともに、公務職場の魅力そのものを向上させる取組と、その魅力をわかりやすく伝える発信にも注力し、「選ばれる」公務職場の実現に向けて取り組んでいく。

今後も、民間企業等との併願が増え、最終合格後の辞退者の増加も想定されることから、任命権者においては、処遇改善はもとより就業への不安軽減など、引き続き、採用辞退への対策を講じる必要がある。

また、本委員会が実施した大学訪問においては、学生が就職先を選択するにあたってはインターンシップでの体験を重要視していることがうかがわれたところであり、任命権者においては、インターンシップの受入を拡大するとともに、公務の魅力が伝わるよう内容を充実する必要がある。人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、技術系人材の確保を含め、職場に適した優秀な人材

誘致の方策として、インターンシップの実施拡大に向けた支援の提供や早期合格者向けのインターンシップの推進に取り組むと報告しており、本委員会においても、国の動向を注視しながら、インターンシップの活用を研究していく。

さらに、本県では、いわゆる就職氷河期世代の就労を支援するため、令和2年度から、氷河期世代を対象とした職員採用試験を実施してきた。全国的な就職氷河期世代に特化した支援は、令和6年度で終了となったが、本年度からは、令和6年度に実施した就職氷河期世代以降の非正規雇用者を対象とした職員採用試験に、従来の氷河期世代を対象とした職員採用試験を統合した新たな試験を実施し、引き続き安定した就労の実現に向けた支援に取り組んだ。

また、障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、令和元年度から、身体障害に加え知的障害や精神障害の方も対象とした採用試験を、令和6年度からは、難病患者を対象とした採用試験を実施しており、引き続き障害者及び難病患者の就労支援に取り組んだ。

任命権者においては、多様な人材の雇用を通じ、誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに一層取り組むことが重要であり、本委員会においても、多様で有為な人材が確保できるよう受験しやすい試験体制の構築に努めていく。

2 職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上

県民ニーズの多様化に伴う行政課題の複雑化など、時代の変化に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の士気や意欲を高めるとともに、個々の能力を十分に引き出し、組織として最大限のパフォーマンスを発揮する必要がある。

そのためには、職員の能力や適性、キャリア形成等を考慮した人材育成や人事配置を行っていくことが重要である。

任命権者においては、全世代の職員が高いモチベーションを維持しつつ職務に取り組める環境の整備に向けて、職員のチャレンジを支援する取組を推進しているが、今後も職員のキャリア形成を踏まえた成長機会の付与や自己啓発、能力開発を支援するとともに、職員の成長と活躍を支援する管理職員のマネジメント能力の向上に一層取り組む必要がある。

また、組織パフォーマンスの向上を図る観点から、職員が職務を通じて発揮した能力及び実績を的確に把握して人事評価を行い、評価結果を任用や給与等の人事管理の基礎として十分活用することで、職員の意欲と能力を十分に引き出せるよう、引き続き運用実態の検証や更なる改善を図っていく必要がある。

令和5年度からは定年の引き上げが段階的に実施されているが、60歳を超えて働く職員が、多様な分野で、これまでの経験を生かし能力を発揮できるよう、本年度の勤務状況等も把握する中で、引き続き円滑な制度運用に取り組んでいくことが重要である。

加えて、試験制度の大幅な見直しにより、さまざまな年齢や職歴、専門性等を有する多様な人材による公務運営が更に進展していく中で、これらの職員が活躍できるよう、それぞれの職位において求められる役割に応じた研修を実施するなど、きめ細かな支援を行うことが必要である。

3 時代に即した働き方の推進と勤務環境の整備

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それに応じた勤務環境の整備が求められている。公務においても、職員の自己実現等につながる人事制度や、個々の職員の事情に応じた柔軟な働き方を整備する必要がある。このため、任命権者においては、以下の課題に対し積極的に取り組んでいく必要がある。

(1) 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の健康や業務能率への影響があるだけでなく、公務が職場として選ばれるための魅力の低下につながることから、職員のWell-beingや「選ばれる」公務職場を実現するためにも、時間外勤務の縮減は重要な課題である。

本県では、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則「月45時間以下、年360時間以下」と定めており、任命権者では、この基準に基づき勤務時間の管理がなされ、時間外勤務縮減のための取組が行われているところであるが、本委員会の調査では、上限を超えて長時間勤務している職員が一定程度見られた。

知事部局においては、生成AIの導入による業務効率化、「山梨県おしごとすっきり大作戦」の実施、パソコンの使用時間の記録を用いた職員の勤務時間の客観的把握などの取組を行っているが、今後もこうした取組を通じて、長時間労働やこれに起因する職員の心身の故障の防止に努めることが重要である。

時間外勤務縮減のためには、長時間の時間外勤務もやむを得ないとする職場風土や職員意識を抜本的に切り替える必要がある。そのためには、具体的

な縮減のための目標を設定することが不可欠である。その上で、任命権者においては、繁忙期に対応するための柔軟な人員配置、繁忙部署への十分な要員確保、人事配置の最適化、業務削減、各職場での適切な業務マネジメントなどを行う必要がある。

また、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、特に全国的な課題となっている教職員の長時間労働の改善は全国的な課題となっており、質の高い授業や児童生徒一人ひとりに応じた指導を行う上で重要である。県教育委員会では、令和7年3月に山梨県公立学校働き方改革取組方針を策定し、勤務状況の見える化や勤務時間管理の徹底、学校現場での事務負担を抜本的に軽減する「学校現場への文書半減プロジェクト」を始めとした業務改善、部活動の地域展開・部活動指導の負担軽減に取り組んでいるほか、小学校への25人学級の導入などの少人数教育を含め、様々な取組を総合的に進めている。国や他の都道府県の動向も注視しながら、引き続き、教員が本来の業務である子どもと向き合う時間を確保できるよう、学校現場や市町村教育委員会と連携を図るとともに、地域や保護者などの理解も得ながら取組を進めていく必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

育児・介護等の事情を有する者も含め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる公務職場を実現することは重要な課題であり、公務の魅力向上にもつながるものである。

任命権者においては、「特定事業主行動計画」に基づき、妊娠、出産、育児等と仕事の両立に向けた支援制度の充実を図るとともに、「働きやすい職場づくり支援室」「教育企画室」を設置し、介護、ダブルケア等に対応した柔軟な働き方の支援など、職員が仕事にやりがいを持ち、心身の健康やワーク・ライフ・バランスを保ちながら職務に従事できる環境整備に取り組んでいる。

また、今年度、部分休業及び子育て時間について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の取得の形態に加えて1年につき10日相当を超えない範囲内の取得の形態が新たに設けられるとともに、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対して仕事と育児との両立支援制度の情報提供等を行うことが義務付けられたところである。

任命権者においては、仕事と育児・介護等の生活との両立支援を一層充実させるため、管理職員向けの研修等を充実させ、テレワーク等をこれまで以

上に柔軟かつ積極的に活用するなど、所属が主体的に育児・介護等の事情を有する職員を支援する環境を整備する必要がある。また、職員の異動に当たっては、本人の意向を把握し、職員の育児・介護等の個々の事情に配慮するなど、きめ細やかな人事管理を行う必要がある。

(3) 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得を促進することは、職員の心身の疲労を回復し、業務能率の向上に寄与するものであり、ワーク・ライフ・バランスを図る上でも重要である。

令和6年における職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は12.3日であった。

任命権者においては、これまで時間単位の休暇も含めた計画的な年次有給休暇の取得促進に向けた取組を行ってきたが、引き続き、これまでの取り組みを継続的かつ積極的に行っていく必要がある。

(4) メンタルヘルス対策

職員が心の健康を保持することは、職員自身だけでなく、その家族にとっても重要であり、県民に対して質の高い行政サービスを提供する上で必要不可欠なものである。任命権者においては、ストレスチェックやラインケアによるストレス低減の対策、健康相談窓口の設置、長期療養者支援研修などを通して、心の健康保持やメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応、円滑な職場復帰や再発予防を講じている。

本委員会は、令和6年度の公務運営に関する報告において、メンタルヘルス不調により養護措置を受けた職員の数は増加傾向にあり、代替職員が確保できないことにより、他の職員の負担が大きく増加している所属が見られたことに言及したところであるが、本年の本委員会の調査においても、これらの状況は依然として継続していることが確認された。

任命権者においては、より実効性のあるストレスチェックの実施など、メンタルヘルス不調を防止するための具体的な取組を一層進めるとともに、メンタルヘルス不調に伴い欠員が生じた所属に対して、柔軟な人事配置や必要な人員の確保に努め、公務運営に支障が生じないようにする必要がある。また、多様な職員が健康で活躍できる職場環境を整備するためには、職員の相談支援体制の充実も重要である。

職員においては、定期健康診断やストレスチェックを受検し、不調を感じ

ている場合は医師等の相談窓口を利用するとともに、日頃からのセルフケアにより、心身の健康保持に努めることが必要である。

(5) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を傷つけ心身の健康を害するだけでなく、能力や意欲を低下させ、職場の運営に支障をもたらすものであることから、その防止は重要な課題である。任命権者においては、これまでハラスメント防止のための要綱等を定め、相談窓口の設置、相談員の配置、全所属対象の職場研修や管理職向け研修を実施する取組を行っている。しかしながら、本委員会が行っている職員からの苦情相談において、ハラスメントに関する相談は一定数存在するほか、知事部局では「依然としてハラスメント事案が発生し、職員が心理的ダメージを受けているケースが散見」されているとして、職場におけるハラスメント対策の徹底を呼びかける通知が発出されるなど、引き続き対応が必要な状況であることが確認できる。

人事院においては、令和2年に「懲戒処分の方針」を改正し、ハラスメント行為に対する処分を標準例に追加するなど、未然防止に向けた取組を進めている。また、他の自治体においても同様の措置が講じられている。

本県においても、ハラスメント事案を含む非違行為に的確に対処するため、懲戒処分等に関する基準を明確化するとともに、発生した事案に対しては任命権者が迅速かつ厳正に対応する必要がある。

任命権者は、これらの取組を通じて、ハラスメントを決して許容しない姿勢を明確に示すことにより、職員一人ひとりが安心して職務に精励できる職場環境の確保に努めることが重要である。

また、任命権者においては、顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対策について、研修等を通じて職員に周知するなどの取組を行っているが、引き続きカスタマー・ハラスメント対策に向けた取組を行う必要がある。

(6) 障害や難病を抱える職員が安心して働くことができる環境の整備

障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、法定雇用率以上の雇用ができるよう取り組む必要がある。

本県では、本年も障害者の法定雇用率が達成されているところであるが、令和5年3月の障害者雇用促進法施行令改正により、法定雇用率は令和6年度から令和8年度まで段階的に引き上げられることから、任命権者において

は、今後も障害のある方の採用を計画的に進めていくことが重要である。

また、令和6年度からは法定雇用率の対象とならない難病患者の方も含めた採用枠を設けているが、任命権者において本年度から障害者・難病患者を対象とした職場見学会を実施したことなどにより、申込者数は対前年比で大幅に増加したところである。任命権者においては、障害者・難病患者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進に向け、今後も、障害や難病を抱える職員が安心して働くことができるよう、職場で共に働く職員が障害や難病について理解を深めるとともに、働きやすい職場環境や勤務条件の整備などに引き続き取り組む必要がある。

(7) 離職防止対策

本委員会の調査によると、近年、本県において定年前に退職する職員が一定数存在しており、その影響により、職員の欠員が生じている所属が確認された。知識や経験を有する職員の離職は、本県行政にとって大きな損失であり、早急な対応が求められる。給与面においても都市部に見劣りする中で、在職する職員から「選ばれる」公務職場であるためには、時代に即した働き方を推進していくことに加えて、処遇を改善することが重要である。本委員会の離職原因に関する調査では、給与水準への不満、採用前歴が十分に反映されず昇任・昇格が遅れていることへの不満、事務負担によるメンタルヘルス不調、育児・介護等の家庭事情、自己啓発との両立困難などが確認された。

人事院は、人事院規則の一部改正を行い、経験年数換算表について、民間企業等での経験を公務での経験と同様に100/100で換算することを基本とし（令和7年4月1日施行）、本年の報告で、時間外勤務の縮減、育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じ無給の休暇による勤務時間の短縮、フレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化、自己啓発等休業の対象となる事由の拡大等について言及するなど、積極的に職員の処遇改善を進めている。

本県において、慢性的な人員不足に直面している所属が一定数存在しており、職員の離職防止は喫緊の課題である。そのためには、国に見劣りしない処遇の改善が急務であり、人材獲得競争を踏まえれば、国や他の都道府県の「さらに一步先を行く対応」を検討すべきである。

給与制度における均衡の原則に基づき、県の経験年数換算表を国と同様に改正する必要がある、在職者調整等についても検討する必要がある。

また、任命権者においては、本県の特異性を踏まえた処遇改善、事務負担に応じた適正な人員配置、無給休暇の取得理由の緩和及び取得期間の拡大、自己啓発等休業の対象範囲の拡大、兼業制度の見直し等を行うことにより、様々な事情を抱える職員が、やむを得ず離職することなく勤務を継続できる勤務環境の整備に取り組む必要がある。

4 服務規律の確保

職員は、公務の内外を問わず、県民全体の奉仕者であることを自覚し、高い倫理観を持って県民の信頼に応えられるよう行動することが求められている。

しかしながら、依然として一部の職員による信用失墜行為が発生しており、多くの職員が県民の信頼に応えるべく日々の職務に精励しているにもかかわらず、県民の公務や職員に対する信頼を損なう事態が生じている。

任命権者においては、引き続き、職員研修等を通じて職員一人ひとりの倫理意識の高揚に努め、再発防止と服務規律の確保の徹底を図ることが必要である。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

✓ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

給 与 報 告 資 料

目 次

1 職員給与関係

令和7年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員構成	2
第2表 部局別職員構成	2
第1図 年齢別職員構成	3
第3表 給料表別・学歴別・男女別職員構成比	3
第4表 給料表別職員1人当たり平均給与月額	4
第5表 給料表別平均年齢	5
第2図 平均給与月額の推移	5
第6表 給料表別・級別平均給与月額等	6
第7表 給料表別・級別・号給別人員分布	12
1 行政職給料表	12
2 医療職給料表(一)	14
3 医療職給料表(二)	16
4 医療職給料表(三)	18
5 研究職給料表	20
6 福祉職給料表	22
7 教育職給料表(一)	24
8 教育職給料表(二)	26
9 教育職給料表(三)	28
10 公安職給料表	30
11 第2号任期付研究員給料表	32
第8表 給料表別・級別・年齢別人員分布及び平均経験年数	33
1 行政職給料表	33
2 医療職給料表(一)	34
3 医療職給料表(二)	35
4 医療職給料表(三)	36
5 研究職給料表	37
6 福祉職給料表	38
7 教育職給料表(一)	39
8 教育職給料表(二)	40
9 教育職給料表(三)	41
10 公安職給料表	42
11 第2号任期付研究員給料表	43

第 9 表	職員の扶養手当等の状況	44
1	給料表別扶養手当の支給状況	44
2	給料表別扶養親族の状況	45
第 10 表	職員の住居手当等の状況	44
1	給料表別住居手当の支給状況	44
2	給料表別住居の状況	46
3	職員の住居の状況	46
第 11 表	職員の通勤手当等の状況	47
1	給料表別通勤手当の支給状況	47
2	職員の通勤方法	47
第 12 表	再任用職員の適用給料表別・級別人員	48
1	暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）	48
2	暫定再任用職員（短時間勤務職員）	48
3	定年前再任用短時間勤務職員	48

2 民間給与及び公民比較関係

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要	49	
第 13 表	産業別・規模別調査事業所数	51
第 14 表	職種別・規模別平均給与額等	52
1	公民給与比較の対象職種	52
2	公民給与比較の対象外職種	56
第 15 表	民間における初任給の状況	57
1	初任給の改定状況	57
2	職種別、学歴別、企業規模別初任給	57
3	職員と民間従業員の初任給の比較	57
第 16 表	民間における住宅手当の支給状況	58
第 17 表	民間における通勤手当の支給状況	58
第 18 表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	59
第 19 表	民間における定年制の状況	59
第 20 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	59
第 21 表	定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準	59
第 22 表	職員と民間従業員の職務対応	60

3 物価及び生計費関係

第 23 表	費目別、世帯人員別標準生計費（甲府市）	61
--------	---------------------	---------

1 職 員 給 与 関 係

令和 7 年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎とするため、本委員会が実施した「令和 7 年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度について検討する基礎資料を得ることを目的として、令和 7 年 4 月現在で実施したものである。

2 調査の対象

調査対象職員は、令和 7 年 4 月 1 日現在において在職する職員で、山梨県職員給与条例（昭和 27 年山梨県条例第 39 号）、山梨県学校職員給与条例（昭和 27 年山梨県条例第 40 号）、山梨県警察職員給与条例（昭和 29 年山梨県条例第 43 号）又は山梨県一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年山梨県条例第 59 号）に定める給料表の適用を受けるものとした。ただし、公益法人へ派遣中の職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、自己啓発休業中の職員、配偶者同行休業中の職員及び 1 年以内の任期を限って任用された者は除外した。

3 調査の内容

令和 7 年 4 月分の給与、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族、住宅、通勤方法等

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムに入力されている職員の給与資料により行った。

5 その他

特定任期付職員については、職員数が少数であるため、各表中への具体的な数値の掲載は省略した。

第 1 表 給料表別職員構成

給 料 表	職 員 数	構 成 比	平均年齢
	人	%	歳
行 政 職	3,378	30.5	42.1
医療職（一）	19	0.2	49.4
医療職（二）	31	0.3	46.6
医療職（三）	39	0.4	37.5
研 究 職	181	1.6	43.5
福 祉 職	50	0.5	37.4
教育職（一）	1,585	14.3	45.1
教育職（二）	4,113	37.1	41.2
教育職（三）	7	0.1	44.1
公 安 職	1,654	14.9	37.9
第 2 号任期付研究員	10	0.1	32.0
全 職 員	11,068	100.0	41.6

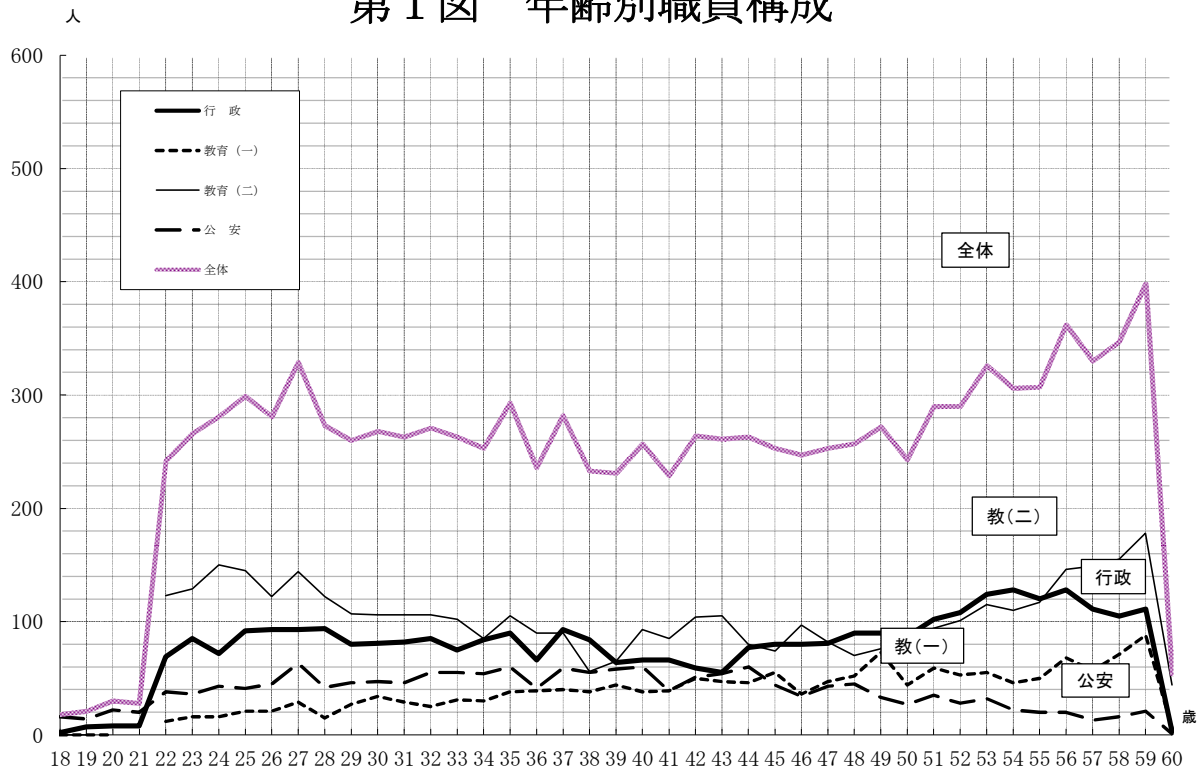
（注） 1 暫定再任用職員、定年后再任用短時間勤務職員及び公益法人へ派遣中の職員等は含まれていない（以下第11表までにおいて同じ。）。
 2 定年が段階的に引き上げられることに伴い、山梨県職員給与条例附則第7項、山梨県学校職員給与条例附則第7項又は山梨県警察職員給与条例附則第9項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第11表までにおいて同じ。）。

第 2 表 部局別職員構成

給 料 表	知 事	教 委	警 察	その他 事務局	総 数
	人	人	人	人	人
行 政 職	2,504	604	227	43	3,378
医療職（一）	19				19
医療職（二）	22	9			31
医療職（三）	36	2	1		39
研 究 職	168		13		181
福 祉 職	50				50
教育職（一）		1,585			1,585
教育職（二）		4,113			4,113
教育職（三）	7				7
公 安 職			1,654		1,654
第 2 号任期付研究員	10				10
全 職 員	2,817	6,313	1,895	43	11,068

（注）その他事務局とは、議会、人事委員会、監査委員の各事務局をいう。

第1図 年齢別職員構成



第3表 給料表別・学歴別・男女別職員構成比

給料表	学歴別			男女別	
	大学卒	短大卒	高校卒	男	女
	%	%	%	%	%
行政職	82.7	4.3	13.0	66.7	33.3
医療職(一)	100.0			68.4	31.6
医療職(二)	61.3	38.7		22.6	77.4
医療職(三)	92.3	7.7		7.7	92.3
研究職	98.9	1.1		81.8	18.2
福祉職	58.2	4.7	37.1	88.8	11.2
教育職(一)	96.0	4.0		42.0	58.0
教育職(二)	95.5	2.5	2.0	52.1	47.9
教育職(三)	98.2	1.8		43.4	56.6
公安職	85.7		14.3	71.4	28.6
第2号任期付研究員	100.0			80.0	20.0
全職員	87.0	3.2	9.8	59.1	40.9

第4表 給料表別職員1人当たり平均給与月額

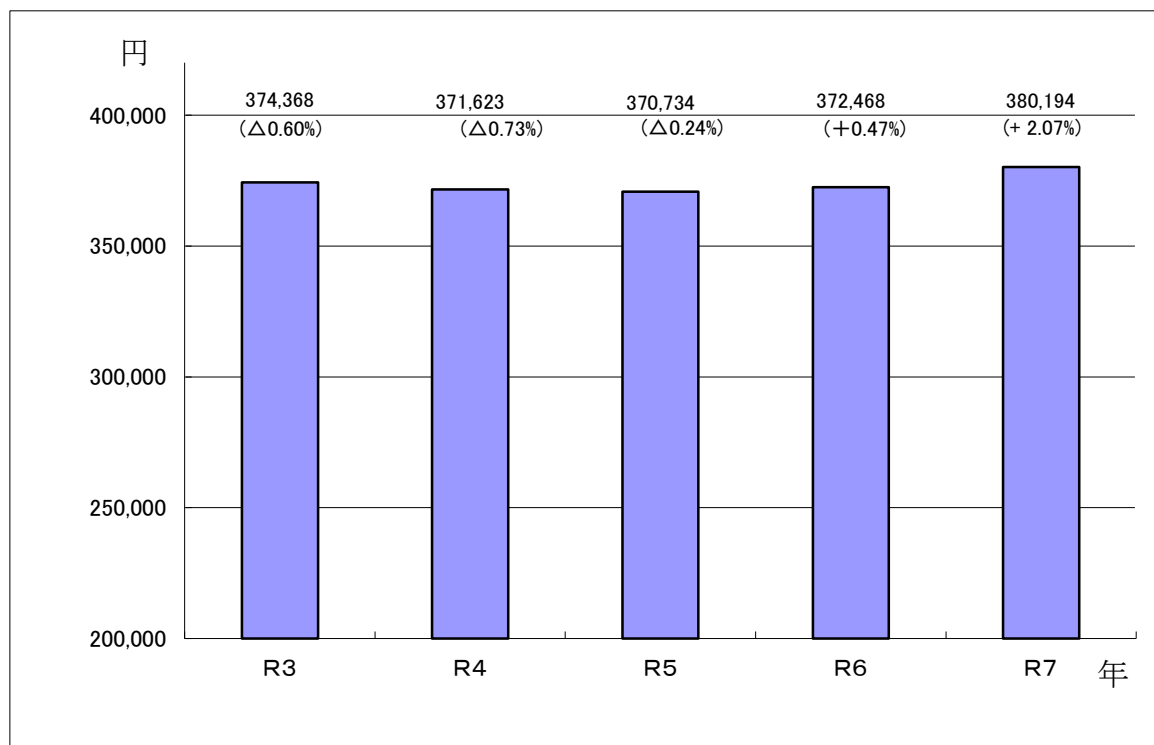
給料表	給料			給与		
	令和7年 4月(A)	令和6年 4月(B)	前年比 (A-B)/B×100	令和7年 4月(C)	令和6年 4月(D)	前年比 (C-D)/D×100
	円	円	%	円	円	%
行政職	339,662	331,694	2.40	357,843	351,160	1.90
医療職(一)	483,005	461,035	4.77	592,609	566,290	4.65
医療職(二)	359,044	346,924	3.49	384,762	375,130	2.57
医療職(三)	333,894	328,433	1.66	346,946	340,297	1.95
研究職	367,421	358,611	2.46	386,248	378,701	1.99
福祉職	317,150	308,673	2.75	362,270	354,052	2.32
教育職(一)	379,383	372,543	1.84	421,696	415,771	1.43
教育職(二)	354,804	345,928	2.57	388,208	380,177	2.11
教育職(三)	427,024	400,538	6.61	445,687	419,845	6.16
公安職	341,947	329,008	3.93	363,863	351,721	3.45
第2号任期付研究員	347,730	338,520	2.72	355,727	347,829	2.27
全職員	352,050	343,267	2.56	380,194	372,468	2.07

(注) 給与は、給料月額、給料の調整額、地域手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当及び扶養手当の合計である。

第5表 給料表別平均年齢

給料表	年 齢		給料表	年 齢	
	令和7年4月	令和6年4月		令和7年4月	令和6年4月
	歳	歳		歳	歳
行政職	42.1	42.2	教育職（一）	45.1	45.3
医療職（一）	49.4	47.7	教育職（二）	41.2	41.7
医療職（二）	46.6	45.4	教育職（三）	44.1	43.1
医療職（三）	37.5	39.0	公安職	37.9	37.6
研究職	43.5	43.3	第2号任期付研究員	32.0	33.1
福祉職	37.4	37.5			
			全職員	41.6	41.8

第2図 平均給与月額の推移



(注) 1 各年次とも4月の平均給与月額である。
 2 ()内は、前年比である。

第6表 給料表別・

区 分	職 員 数			平均 年齢	平均 経験 年数	給 料 月 額	給料の 調整額	地 域 手 当	教 職 調整額	義務教育 等 教 員 特別手当	扶 養 手 当	小 計 (I)
	男	女	計									
行政職給料表	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
1 級	197	147	344	25.2	2.9	230,272	230	5,310			400	236,212
2 級	297	190	487	28.6	6.0	253,477	541	6,967			1,366	262,351
3 級	369	210	579	35.7	12.8	295,208	531	7,569			6,585	309,893
4 級	389	268	657	43.9	20.8	358,284	838	8,930			12,736	380,788
5 級	380	159	539	50.4	27.5	393,248	737	9,736			14,927	418,648
6 級	479	131	610	55.2	32.3	413,309	487	10,996			11,880	436,672
7 級	76	10	86	56.0	33.4	435,909	141	12,096			11,256	459,402
8 級	53	7	60	57.3	34.7	472,815		15,095			7,333	495,243
9 級	14	2	16	56.9	34.2	529,258		15,468			12,969	557,695
計	2,254	1,124	3,378	42.1	19.2	339,662	565	8,768			8,848	357,843
医療職給料表(一)												
1 級	2	2	4	25.3	2.4	319,250		51,080				370,330
2 級	1	1	2	42.9	15.9	465,600	13,100	78,432			11,500	568,632
3 級	8	3	11	56.5	31.4	529,809	13,182	99,757			17,864	660,612
4 級	2		2	65.4	41.9	570,500	7,800	108,824				687,124
計	13	6	19	49.4	24.8	483,005	9,832	88,219			11,553	592,609
医療職給料表(二)												
1 級												
2 級		3	3	27.6	2.9	247,967	13,333	6,010				267,310
3 級	1	2	3	40.1	14.6	295,403	15,167	7,254			4,833	322,657
4 級		1	1	36.4	12.8	311,349		7,161				318,510
5 級	5	17	22	49.5	27.3	380,639	11,693	9,146			5,364	406,842
6 級	1	1	2	57.6	36.9	407,426	25,425	9,990			1,500	444,341
7 級												
計	7	24	31	46.6	23.9	359,044	12,697	8,650			4,371	384,762

級別平均給与月額等

管理職 手当	初任給 調整 手当	通 勤 手 当	特 地・ へき地 手 当	住 居 手 当	時間外 勤 務 手 当	宿 日直 手 当	特 殊 勤 務 手 当	単身赴任手当		その他 の手当	小 計 (Ⅱ)	合 計 (Ⅰ＋Ⅱ)
								基本額	加算額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	174	11,116	100	3,318	26,221	452	1,331			74	42,786	278,998
	610	10,703	354	9,776	35,198	419	836	123	33	103	58,155	320,506
	233	8,815	56	9,062	38,628	480	626	104	28	133	58,165	368,058
	5	10,224	65	5,174	44,467	356	1,046	46	12	254	61,649	442,437
		10,976	42	3,049	45,492	975	522			629	61,685	480,333
41,759		11,189		2,333	9,786	296	268	148	52	676	66,507	503,179
78,615		10,731		651						479	90,476	549,878
101,442		9,524		2,091				2,000	533	740	116,330	611,573
130,300		10,228		1,406				1,875	500	1,650	145,959	703,654
11,961	147	10,437	91	5,275	32,040	467	698	115	33	350	61,614	419,457
	310,000	875		20,875							331,750	702,080
	306,700	7,943		14,000	78,418	52,500	22,500				482,061	1,050,693
62,627	166,445	12,967				38,182	30,909				311,130	971,742
101,850		8,640				21,000	25,000				156,490	843,614
46,979	193,911	9,437		5,868	8,255	29,842	22,895				317,187	909,796
		9,120			9,427						18,547	285,857
		15,435		9,333	4,402		3,333				32,503	355,160
		3,000			45,846						48,846	367,356
		9,685		6,500	13,224		477				29,886	436,728
		8,640		14,000	35,498						58,138	502,479
		9,904		6,419	14,492		661				31,476	416,238

区 分	職 員 数			平均 年齢	平均 経験 年数	給 料 月 額	給料の 調整額	地 域 手 当	教 職 調整額	義務教育 等 教 員 特別手当	扶 養 手 当	小 計 (I)
	男	女	計									
医療職給料表(三)	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
1 級												
2 級	1	9	10	25.5	2.7	269,310		6,194				275,504
3 級		6	6	27.0	4.4	285,972		6,577				292,549
4 級	1	2	3	33.2	9.9	304,716		7,449			19,167	331,332
5 級	1	13	14	43.9	21.3	369,301		8,658			7,179	385,138
6 級		6	6	55.0	32.8	421,430		10,262			7,417	439,109
7 級												
計	3	36	39	37.5	14.8	333,894		7,860			5,192	346,946
研究職給料表												
1 級												
2 級	43	7	50	30.4	6.7	294,161		6,824			2,550	303,535
3 級	80	26	106	46.7	23.4	384,922	617	9,204			12,311	407,054
4 級	25		25	56.3	32.8	439,735		11,140			12,580	463,455
5 級												
計	148	33	181	43.5	20.1	367,421	361	8,814			9,652	386,248
福祉職給料表												
1 級	3	5	8	24.5	1.7	239,290	25,350	6,086				270,726
2 級	5	5	10	30.4	6.8	269,742	31,620	7,036			4,600	312,998
3 級	2	10	12	36.7	13.5	308,066	32,000	7,959			6,000	354,025
4 級	9	7	16	44.5	20.7	368,558	30,475	9,371			8,406	416,810
5 級	2	2	4	54.0	31.4	413,004	30,800	10,681			20,625	475,110
6 級												
計	21	29	50	37.4	14.0	317,150	30,276	8,144			6,700	362,270
教育職給料表(一)												
1 級	54	20	74	37.3	14.2	291,822	4,257	7,324	11,672	3,154	10,723	328,952
2 級	694	712	1,406	44.7	21.5	377,656	4,271	9,335	15,106	5,448	8,878	420,694
特2級	1		1	48.3	26.0	434,260	11,500	11,364	17,370	6,900	31,000	512,394
3 級	49	17	66	54.8	31.8	457,193	4,252	12,136		6,884	14,780	495,245
4 級	28	10	38	58.3	35.5	477,182	3,792	12,860		7,350	7,961	509,145
計	826	759	1,585	45.1	21.9	379,383	4,263	9,444	13,956	5,448	9,202	421,696

管理職 手当	初任給 調整 手当	通 勤 手当	特 地・ へき 地 手当	住 居 手当	時間外 勤 務 手当	宿 日 直 手 当	特 殊 勤 務 手当	単身赴任手当		その他 の 手 当	小 計 (Ⅱ)	合 計 (Ⅰ＋Ⅱ)
								基本額	加算額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	600	10,036		12,356	3,261	1,536	347			225	28,361	303,865
		12,516		4,500	24,071		283				41,370	333,919
		6,553		18,567	4,782		3,447				33,349	364,681
		11,692		1,750	22,000		2,919				38,361	423,499
17,333		9,276		4,667	28,136		170				59,582	498,691
2,667		11,006		3,941	19,809		1,513				38,936	385,882
		2,472	83	1,968	21,603	5,091	8,195	139		6,235	45,786	45,786
												303,535
2,338	283	8,981		7,627	7,345	1,240	471			31	28,316	435,370
32,060		11,939		900	146		80				45,125	508,580
5,797	331	9,681		8,004	5,223	1,150	383			80	30,649	416,897
		10,216		7,958		10,800	5,915			12,397	47,286	318,012
		8,124		16,670	15,585	4,440				3,984	48,803	361,801
		9,613		6,875	13,139	9,250				4,132	43,009	397,034
		9,390		5,188	28,828	5,550				1,869	50,825	467,635
		9,550			40,973	5,550					56,073	531,183
		9,003		7,634	20,425	6,660				2,783	46,505	408,775
		5,111		3,891			1,135				10,137	339,089
		9,319		5,779		226	5,696			4,061	25,081	445,775
		5,760									5,760	518,154
51,430		14,137		2,689						3,470	71,726	566,971
70,216		14,985		1,263						3,257	89,721	598,866
3,825		9,695		5,640		705	5,329			4,403	29,597	451,293

区 分	職 員 数			平均 年齢	平均 経験 年数	給 料 月 額	給料の 調整額	地 域 手 当	教 職 調整額	義務教育 等 教 員 特別手当	扶 養 手 当	小 計 (I)
	男	女	計									
教育職給料表(二)	人	人	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
1 級	8	15	23	35.6	9.8	272,250	5,113	6,723	10,890	3,257	4,065	302,298
2 級	1,354	2,190	3,544	39.1	16.0	342,427	1,235	8,331	13,697	4,923	5,376	375,989
特2級	23	6	29	49.6	26.5	413,388		10,318	16,535	6,852	18,690	465,783
3 級	199	76	275	53.5	30.3	433,566		11,471		7,248	15,638	467,923
4 級	203	39	242	57.9	35.0	447,388		11,901		7,576	8,581	475,446
計	1,787	2,326	4,113	41.2	18.1	354,804	1,093	8,756	11,979	5,239	6,337	388,208
教育職給料表(三)												
1 級	1		1	42.4	17.3	310,846		7,218			3,000	321,064
2 級		1	1	28.6	4.6	313,359		7,207				320,566
3 級	1		1	40.4	12.8	397,980		9,487			14,500	421,967
4 級	3	1	4	49.3	24.8	491,746		11,557			10,750	514,053
5 級												
計	5	2	7	44.1	19.1	427,024		10,020			8,643	445,687
公安職給料表												
1 級	156	60	216	22.8	2.6	257,301		5,926			375	263,602
2 級	214	48	262	28.4	7.2	285,956		6,669			4,038	296,663
3 級	374	42	416	36.6	14.7	318,546	136	8,323			14,713	341,718
4 級	361	23	384	42.5	20.7	371,367		9,143			20,198	400,708
5 級	220	7	227	49.0	27.7	415,195	149	10,009			19,846	445,199
6 級	68	4	72	50.1	28.9	429,528		10,324			19,368	459,220
7 級	52		52	52.0	30.6	442,720		12,398			21,356	476,474
8 級	14	1	15	55.4	35.1	459,144		12,696			7,800	479,640
9 級	10		10	56.7	36.5	487,927		13,587			2,800	504,314
計	1,469	185	1,654	37.9	16.5	341,947	55	8,457			13,404	363,863
第2号任期付研究員給料表												
	8	2	10	32.0	-	347,730		7,997				355,727
合 計	6,542	4,526	11,068	41.6	18.8	352,050	1,392	8,955	6,450	2,727	8,620	380,194

(注) 合計欄の平均経験年数には、第2号任期付研究員は含まれていない。

管理職 手当	初任給 調整 手当	通 勤 手当	特 地・ へき地 手当	住 居 手当	時間外 勤務 手当	宿 日 直 手 当	特 殊 勤務 手当	単身赴任手当		その他 の手当	小 計 (Ⅱ)	合 計 (Ⅰ＋Ⅱ)
								基本額	加算額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		8,760									8,760	311,058
		5,854	698	5,686			4,270	8	2		16,518	392,507
		3,732		4,328			5,617				13,677	479,460
49,568		8,133	1,852	2,076				218			61,847	529,770
61,466		5,992	2,117	1,004				372	33		70,984	546,430
6,931		5,996	850	5,150			3,726	44	4		22,701	410,909
												321,064
		2,000		28,000							30,000	350,566
												421,967
		19,758									19,758	533,811
		12,827		4,000							16,827	462,514
		8,140		6,188	10,327	8,325				2,476	35,456	299,058
		7,783	136	6,251	42,934	15,522	9,360	458		4,983	87,427	384,090
		8,743		4,758	46,261	12,291	9,633	2,236	58	5,601	89,581	431,299
		7,675	41	2,485	61,731	13,371	7,297	3,906		5,241	101,747	502,455
		7,521		1,341	76,254	14,968	7,351	2,643	35	4,754	114,867	560,066
		6,031		486	99,859	8,531	1,874	2,500		1,027	120,308	579,528
74,973		4,341		798			1,231	6,923	154	1,019	89,439	565,913
85,087		2,787						12,000		420	100,294	579,934
100,020		3,168						6,000		550	109,738	614,052
3,733		7,012	42	3,251	50,401	11,745	7,799	2,394	24	4,965	91,366	455,229
		4,464									4,464	360,191
7,517	383	8,145	350	5,028	17,613	2,099	3,579	409	15	1,495	46,633	426,827

第7表 給料表別・級別・号給別人員分布

1 行政職給料表

号 給	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1		人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1	1	13	2
3									23	2
4				1					11	4
5									13	8
6			1							
7										
8			52	6						
9		2	9	10						
10			19	19						
11		1	5	7						
12		6	61	27	1					
13		1	13	19						
14			19	17	3					
15			17	19	3			20		
16		5	42	13	3		1	28		
17		2	13	21	5			14		
18			22	20	3			8		
19			12	22	8			4		
20		8	29	13	11					
21		1	18	17	9			3		
22			27	19	10			2		
23		1	23	20	7					
24		5	22	14	15			1		
25		2	26	21	15					
26			15	24	16					
27			14	25	23			1		
28		10	12	11	12			1		
29		78	4	12	12					
30		2	3	13	18			1		
31		3	2	15	16			1		
32		73		17	23					
33		7	1	18	14		1			
34		10	2	18	26					
35		5	2	14	20			1		
36		55		15	11					
37		13		11	15	1				
38		11	1	10	13	1	17			
39		3		10	11		32			
40		1		2	11	1	3			
41		7		3	9	5	12			
42		1		4	18	3	15			
43		1		3	12	5	17			
44		2		1	18	5	15			
45		1		4	12	5	12			
46		3		4	11	13	20			
47				4	13	13	18			
48		1		2	12	15	11			
49				1	10	15	11			
50		1		2	13	11	13			
51		1			14	13	16			
52		1		1	13	13	5			
53		5		1	5	10	12			
54		1		3	14	9	13			
55		2	1	1	10	15	17			
56				1	6	9	17			
57		1		1	8	15	7			
58		1		1	5	16	20			
59		1			9	11	22			
60		1		2	6	16	24			
61		1			1	17	17			
62					3	16	40			
63				1	4	17	21			
64					5	13	24			

職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1		1	6	10	18			
66			1	2	12	26			
67	1		2	3	11	32			
68			1	5	15	16			
69			1	3	10	18			
70			2	5	8	18			
71				3	5	6			
72	3			2	6	8			
73	1		1	5	12	14			
74				4	15				
75				2	8				
76			1		20				
77			1	3	12				
78				2	12				
79			2	5	10				
80					9				
81				2	8				
82				1	16				
83				3	9				
84				2	8				
85				34	40				
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92	1		1						
93									
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100									
101									
102			1						
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109			3						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人 員 計 (人)	344	487	579	657	539	610	86	60	16
級別人員比率 (%)	10.2	14.4	17.1	19.4	16.0	18.1	2.5	1.8	0.5
									合 計
									3,378
									100.0

2 医療職給料表(一)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				2
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12	2			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36		1		
37				
38				
39				
40				
41			1	
42			1	
43				
44			1	
45				
46				
47				
48				
49		1	1	
50			1	
51				
52				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
53				
54				
55				
56			1	
57				
58				
59			1	
60				
61				
62			1	
63			1	
64			1	
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
人 員 計 (人)	4	2	11	2
級別人員比率 (%)	21.1	10.5	57.9	10.5
				合 計
				19
				100.0

3 医療職給料表(二)

号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14			1					
15								
16			1					
17								
18								
19								
20				1				
21			1					
22								
23						1		
24						1		
25				1				
26						1		
27								
28								
29					1	1		
30								
31								
32							1	
33						1		
34							1	
35								
36								
37								
38								
39						1		
40						1		
41						1		
42								
43						1		
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57						1		
58								
59						1		
60								

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
61							
62							
63							
64			1				
65							
66							
67							
68							
69							
70							
71					1		
72							
73							
74					1		
75							
76							
77					9		
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
人 員 計 (人)		3	3	1	22	2	
級別人員比率 (%)		9.7	9.6	3.2	71.0	6.5	
							合 計
							31
							100.0

4 医療職給料表(三)

号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	給	人	人	人	人	人	人	人
2				3				
3								
4						1		
5								
6								
7						1		
8				1				
9								
10					1			
11								
12				1	1			
13								
14			2					
15								
16				1				
17						1		
18			2					
19								
20								
21					1			
22			2			1		
23								
24			1					
25								
26								
27			1					
28								
29								
30						1		
31						1		
32							4	
33						1		
34								
35			1					
36							1	
37								
38								
39								
40								
41								
42							1	
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53						1		
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60			1					
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								
73								
74						1		
75						1		
76								
77						1		
78								
79								
80						1		
81								
82						1		
83								
84								
85						1		
86								
87								
88								

号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		人	人	人	人	人	人	人
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人 員 計 (人)		10	6	3	14	6		
級別人員比率 (%)		25.6	15.4	7.7	35.9	15.4		
								合 計
								39
								100.0

5 研究職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		1			
9					
10					
11			2		
12		1	4		
13		1			
14			2		
15			1		
16		6	1		
17					
18		2	1		
19		1			
20		2	1		
21		2	1		
22		3	3		
23			3		
24		2			
25			1		
26		3	3		
27					
28		1			
29		1	1		
30			4		
31		1		3	
32			3	1	
33		2			
34		1			
35		1	4		
36		1	2		
37		1		1	
38				1	
39		1			
40		1			
41					
42				1	
43				2	
44		2	1		
45		2	3		
46			1	1	
47				1	
48		3	1		
49			1		
50		2	2	1	
51			1	1	
52					
53		1	1		
54			2		
55			1	1	
56		2	1		
57			2	11	
58			1		
59					
60			1		
61			1		
62		2			
63					
64		1	2		

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65	人	人	人	人	人
66			2		
67			3		
68			3		
69					
70			3		
71					
72					
73					
74					
75			1		
76			1		
77			3		
78			2		
79					
80					
81			29		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人 員 計 (人)		50	106	25	
級別人員比率 (%)		27.6	58.6	13.8	
					合 計
					181
					100.0

6 福祉職給料表

号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1		人	人	人	人	人	人
2			2				
3			1				
4							
5			1				
6							
7							
8							
9							
10			1	1			
11			1	1			
12				1			
13			1	1			
14							
15							
16							
17				1	1		
18				1			
19							
20			1	1	1		
21							
22				1			
23					1		
24				1	1		
25	3			2			
26							
27							
28	2						
29			1				
30							
31							
32	2				1		
33					2		
34					1		
35					1		
36							
37					1		
38							
39			1	1			
40							
41							
42							
43							
44							
45					1	1	
46							
47							
48							
49						1	
50							
51					1		
52	1						
53							
54							
55							
56							
57					1	1	
58							
59							
60							
61						1	
62							
63							
64							
65					1		
66					1		
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80					1		

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人 員 計 (人)	8	10	12	16	4	
級別人員比率 (%)	16.0	20.0	24.0	32.0	8.0	
						合 計
						50
						100.0

7 教育職給料表(一)

号	職務の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5			11			
6			2			
7			8			
8			4			
9			4			1
10			4			1
11			9			5
12			3			4
13			5			2
14			1			6
15			8			7
16		1	4			4
17			2			2
18			3			2
19			9			
20			4			4
21			4			
22			2			
23			8		1	
24			9			
25		1	7			
26			4			
27			6			
28			7			
29		1	7			
30			6			
31		1	3			
32		1	9			
33			8			
34		1	8			
35		2	9			
36		1	4			
37		1	12			
38		1	4			
39		1	7			
40			3			
41		1	9		2	
42		1	3		5	
43			4		1	
44		2	10		3	
45			7		1	
46			13		2	
47			6		6	
48			10		3	
49			9		5	
50			8		2	
51		1	7		5	
52		1	9		2	
53		1	4		4	
54			11		2	
55		1	10		2	
56			13		3	
57		1	9		3	
58			6		1	
59			15		2	
60		1	9		8	
61		1	8			
62		1	5			
63			8			
64		2	14			
65			9			
66			11			
67		1	10			
68			16			
69			8			
70		4	10			
71		1	10			
72		1	8			
73		1	14			
74		2	5			
75		3	6			
76			10			
77		1	9			
78		3	9	1		
79			10			
80						

職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
81		14			
82	2	8			
83	3	11			
84	1	12			
85	3	13			
86	1	7			
87	2	11			
88		14			
89	1	18			
90		16			
91	3	10			
92	1	10			
93	4	9			
94	1	11			
95		15			
96	1	14			
97	1	8			
98	1	10			
99	1	10			
100	1	7			
101		11			
102		14			
103		15			
104		11			
105		8			
106		5			
107	1	10			
108	1	8			
109		9			
110	1	9			
111	1	9			
112	1	14			
113		13			
114		8			
115		14			
116		14			
117		6			
118		9			
119		12			
120		14			
121		8			
122		13			
123		10			
124		9			
125		16			
126		9			
127		10			
128		16			
129		8			
130		18			
131		9			
132		7			
133		7			
134		6			
135		8			
136		10			
137		12			
138		14			
139		15			
140		23			
141		25			
142		18			
143		26			
144		24			
145		88			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
人 員 計 (人)	74	1,406	1	66	38
級別人員比率 (%)	4.7	88.7	0.1	4.1	2.4
					合 計
					1,585
					100.0

8 教育職給料表(二)

職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					2
3					20
4					21
5					37
6					48
7					10
8					12
9					19
10					6
11					9
12					16
13					6
14	1	1			10
15					7
16					4
17		120			8
18		1			2
19		11			
20		105			5
21		14			
22		12			
23		10			
24		83			
25	3	30			
26		17			
27		5			
28	2	59			
29		61			
30		18			
31	1	11			
32		56			
33		51			
34		18			
35	1	10			
36		32			
37	1	75			
38		26			
39		11			
40	1	23			
41		60			
42		56		1	
43		27		1	
44		22			
45	1	26			
46		37			
47		16			
48		27			
49		32		2	
50	1	36			
51		14			
52		15			
53	1	33			
54		39		1	
55		16		1	
56		25		2	
57		32	1	2	
58		48		1	
59		26		2	
60		18		1	
61	1	30	1	5	
62	1	44	1	25	
63		21		12	
64		15		17	
65		32	2	8	
66		28	1	39	
67		24	2	13	
68		30	2	9	
69		28		10	
70	2	26	1	32	
71		29		6	
72		22	2	13	
73		21		11	
74	2	37		15	
75	2	23	2	3	
76		22	1	8	
77		50		2	
78		28	1	8	
79		15		5	
80		11		8	

職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81	人 1	人 17	人 2	人 12	人
82		18			
83		8			
84		15	8		
85	1	25			
86		17	1		
87		18			
88		13			
89		17			
90		29			
91		29			
92		18			
93		29			
94		26	1		
95		21			
96		23			
97		30			
98		18			
99		15			
100		28			
101		25			
102		19			
103		21			
104		27			
105		26			
106		20			
107		17			
108		15			
109		17			
110		21			
111		12			
112		16			
113		19			
114		15			
115		14			
116		13			
117		9			
118		11			
119		12			
120		15			
121		11			
122		12			
123		22			
124		14			
125		12			
126		20			
127		19			
128		14			
129		13			
130		9			
131		17			
132		15			
133		14			
134		5			
135		11			
136		8			
137		13			
138		13			
139		12			
140		17			
141		18			
142		15			
143		14			
144		10			
145		13			
146		11			
147		11			
148		15			
149		17			
150		19			
151		33			
152		41			
153		51			
154		56			
155		58			
156		52			
157		80			
人 員 計 (人)	23	3,544	29	275	242
級別人員比率 (%)	0.6	86.2	0.7	6.6	5.9
					合 計
					4,113
					100.0

9 教育職給料表(三)

号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1		人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5					2	
6					1	
7						
8						
9						
10					1	
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25			1			
26						
27						
28						
29				1		
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69		1				
70						
71						
72						

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
人 員 計 (人)	1	1	1	4	
級別人員比率 (%)	14.3	14.3	14.3	57.1	
					合 計
					7
					100.0

1 0 公安職給料表

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1		
3									
4									
5									10
6									
7									
8									
9	16								
10									
11									
12	12								
13	2								
14	1								
15									
16	17								
17	5								
18	1								
19	1								
20	19								
21	1								
22									
23									
24	16								
25	21								
26	3	1							
27	1								
28	31	24						2	
29	7	5						1	
30	4	5			1			2	
31	3	2		1				3	
32	32	29	1	4				1	
33	3	1						2	
34	4	9	2	2					
35	2	1	1	2					
36	3	39	7	7				1	
37	1	4		1	1			1	
38	1	8	12	5					
39	1	2	1		1			2	
40	1	22	9	7	1				
41	5	5		1	1		5		
42		15	7	3	2				
43	1	1	4				4		
44	1	19	20	7			2		
45		5	3	2			3		
46		19	22	5	1				
47		4	6	2			3		
48		11	21	4	2		2		
49		4	2	1	2	1	1		
50		5	17	12	2				
51			3	1	1		1		
52		11	18	9	14		1		
53		2	8	1	12	2	2		
54		9	22	10	6		1		
55			4	1	2		2		
56			7	6	9	3	2		
57			3	4	9		2		
58			9	6	3		1		
59			1		2	3	1		
60			7	5	10	2			
61			3	4	6	3	3		
62			9	6	7	3			
63			6	6	4		3		
64			18	10	6	2	2		
65			5	16	5	2	3		
66			7	12	7	2	1		
67			3	7	3	1			
68			9	11	7	1	2		
69			4	14	5				
70			6	12	5	5			
71			6	3	3		1		
72			6	8	5	2			
73			3	9	4	3	3		
74			7	8	3	4			
75			7	10	3	8			
76			10	4	7	1			

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			6	8	2	1			
78			8	9	4	3			
79			7	7	2	1			
80			10	3	3	2			
81			5	10	3	1			
82			4	8	3	1			
83			4	8	6	1			
84			9	7	1				
85			2	5	41	14			
86			7	8					
87			1						
88			2	2					
89				5					
90			1	2					
91			1						
92			1	3					
93				2					
94			2	3					
95				3					
96			2						
97									
98			1						
99			2						
100				2					
101			1						
102			1	3					
103				3					
104			1	3					
105			1	1					
106									
107				1					
108			1						
109				1					
110									
111									
112			1	1					
113									
114			1	3					
115				4					
116			1	1					
117									
118				1					
119									
120			1	2					
121			1	16					
122			3						
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138			1						
139									
140									
141									
人 員 計 (人)	216	262	416	384	227	72	52	15	10
級別人員比率 (%)	13.1	15.8	25.2	23.2	13.7	4.4	3.1	0.9	0.6
									合 計
									1,654
									100.0

1 1 第 2 号任期付研究員給料表

号 給	人 員
1	人 10
2	
3	
人 員 計 (人)	10

第8表 給料表別・級別・年齢別人員分布及び平均経験年数

1 行政職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	2									2
19	7									7
20	8									8
21	8									8
22	69									69
23	85									85
24	72									72
25	33	59								92
26	13	80								93
27	7	85				1				93
28	6	88								94
29	6	73					1			80
30	2	48	31							81
31	3	19	60							82
32	5	12	68							85
33	2	6	67							75
34	2	3	79							84
35	1	3	86							90
36	1	3	41	21						66
37		1	46	46						93
38	2		21	61						84
39	1	1	11	50		1				64
40	1		11	54						66
41			14	51				1		66
42			5	53					1	59
43		1	5	49						55
44			4	52	21					77
45			5	35	39			1		80
46		1	1	31	47					80
47	1		7	27	44	2				81
48		1	3	14	64	8				90
49			3	15	58	13			1	90
50	2	1	1	13	36	33	1			87
51		1	2	11	49	37	1	1		102
52	1		1	18	44	38	6			108
53		1		17	30	68	8			124
54	2		2	12	35	70	6	1		128
55	1		1	7	27	69	10	5		120
56			1	8	16	73	19	11		128
57			1	5	13	71	9	8	4	111
58				1	9	63	12	14	6	105
59			2	6	6	62	13	18	4	111
60以上	1				1	1				3
人 員 計 (人)	344	487	579	657	539	610	86	60	16	3,378
平均経験年数 (年)	2.9	6.0	12.8	20.8	27.5	32.3	33.4	34.7	34.2	19.2

2 医療職給料表(一)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	合 計
歳	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24	1				1
25	2				2
26	1				1
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40		1			1
41					
42					
43					
44					
45		1			1
46					
47					
48					
49			1		1
50			1		1
51			1		1
52			1		1
53			1		1
54					
55					
56			1		1
57					
58					
59			1		1
60以上			4	2	6
人 員 計 (人)	4	2	11	2	19
平均経年数 (年)	2.4	15.9	31.4	41.9	24.8

3 医療職給料表(二)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24		1						1
25		1						1
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32		1	1					2
33			1					1
34								
35								
36				1				1
37								
38								
39					2			2
40								
41					1			1
42					1			1
43					2			2
44					2			2
45								
46								
47					2			2
48								
49					1			1
50					1			1
51								
52								
53					2			2
54			1		2			3
55					2			2
56					2	1		3
57					1			1
58					1	1		2
59								
60以上								
人 員 計 (人)		3	3	1	22	2		31
平均経年数 (年)		2.9	14.6	12.8	27.3	36.9		23.9

4 医療職給料表(三)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人
18								
19								
20								
21								
22		2						2
23		2						2
24		3						3
25		1	3					4
26								
27			1					1
28		1	1					2
29			1					1
30								
31								
32				2				2
33								
34				1	2			3
35		1						1
36					2			2
37					1			1
38					1			1
39					1			1
40								
41								
42								
43								
44								
45					1			1
46								
47								
48								
49								
50								
51					2			2
52					4			4
53						2		2
54						2		2
55						1		1
56								
57								
58						1		1
59								
60以上								
人 員 計 (人)		10	6	3	14	6		39
平均経験年数 (年)		2.7	4.4	9.9	21.3	32.8		14.8

5 研究職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23		1				1
24						
25		5				5
26		6				6
27		8				8
28		3				3
29		3				3
30		4				4
31		3				3
32		2				2
33		2				2
34		2				2
35		5	1			6
36		3	3			6
37		3	5			8
38			7			7
39			8			8
40			6			6
41			1			1
42			6			6
43			4			4
44			5			5
45			6			6
46			5			5
47			9			9
48			2			2
49			5	1		6
50			4	1		5
51			2	2		4
52			1	1		2
53			3	1		4
54			7	3		10
55			1			1
56			5	2		7
57			4	2		6
58			3	6		9
59			3	6		9
60以上						
人 員 計 (人)		50	106	25		181
平均経験年数 (年)		6.7	23.4	32.8		20.1

6 福祉職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22	3						3
23	2						2
24	2						2
25		1					1
26		1					1
27		1					1
28							
29							
30		4					4
31							
32							
33	1	1					2
34		2	3				5
35			1				1
36			4	1			5
37							
38			1	1			2
39			3				3
40				2			2
41				1			1
42				3			3
43				1			1
44				1			1
45							
46				1			1
47							
48				1			1
49				2	1		3
50							
51				1			1
52							
53				1	1		2
54					1		1
55							
56							
57							
58					1		1
59							
60以上							
人 員 計 (人)	8	10	12	16	4		50
平均経年数 (年)	1.7	6.8	13.5	20.7	31.4		14.0

7 教育職給料表(一)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1	11				12
23	1	15				16
24		16				16
25	2	19				21
26	2	19				21
27	1	28				29
28	3	12				15
29		27				27
30	5	29				34
31	1	28				29
32	2	23				25
33	5	26				31
34	1	29				30
35	3	35				38
36	3	36				39
37	11	29				40
38	6	32				38
39	5	39				44
40	4	34				38
41	3	36				39
42	2	48				50
43	2	45				47
44	1	45				46
45	2	53				55
46	2	34				36
47	1	46				47
48		51	1			52
49	2	70		1		73
50		42		2		44
51	1	50		8		59
52	1	43		9		53
53	1	46		8		55
54		39		7		46
55		42		7	1	50
56		53		10	5	68
57		43		6	8	57
58		58		2	11	71
59		70		6	12	88
60以上		5			1	6
人 員 計 (人)	74	1,406	1	66	38	1,585
平均経年数 (年)	14.2	21.5	26.0	31.8	35.5	21.9

8 教育職給料表(二)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	3	120				123
23	2	127				129
24	1	149				150
25	1	144				145
26	2	120				122
27	1	143				144
28		122				122
29	1	106				107
30		106				106
31		106				106
32	1	105				106
33		102				102
34		85				85
35	2	103				105
36		90				90
37		90				90
38		56				56
39		65				65
40		93				93
41		85				85
42	2	102				104
43	2	103				105
44	1	79				80
45		72	2			74
46	1	90	6			97
47		75	6	1		82
48		63	1	6		70
49		64	2	10		76
50		55	3	27		85
51		53	1	40		94
52		64	1	36		101
53		70	2	40	3	115
54		66	4	38	2	110
55		71		26	20	117
56		84		20	42	146
57	1	84		17	47	149
58		90	1	8	56	155
59	1	99		6	72	178
60以上	1	43				44
人 員 計 (人)	23	3,544	29	275	242	4,113
平均経年数 (年)	9.8	16.0	26.5	30.3	35.0	18.1

9 教育職給料表(三)

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28		1				1
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40				1		1
41						
42	1					1
43						
44				1		1
45						
46						
47						
48				2		2
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		1
56						
57						
58						
59						
60以上						
人 員 計 (人)	1	1	1	4		7
平均経年数 (年)	17.3	4.6	12.8	24.8		19.1

10 公安職給料表

職務の級 年 齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	合 計
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	16									16
19	14									14
20	22									22
21	20									20
22	38									38
23	36									36
24	43									43
25	12	29								41
26	5	40								45
27	7	56								63
28	2	37	3							42
29		37	9							46
30		29	18							47
31	1	19	26							46
32		11	40	3			1			55
33		2	44	9						55
34		1	39	14						54
35		1	36	23						60
36			24	17						41
37			30	28	1					59
38			29	24	2					55
39			35	19	4					58
40			27	26	7					60
41			8	29	2					39
42			10	34	7					51
43			9	31	11	3				54
44			9	27	16	8				60
45			6	19	15	3	1			44
46				11	16	5	2			34
47			2	11	18	8	4			43
48			1	12	24	6	2			45
49			4	3	18	6	2			33
50			2	3	11	5	6			27
51			1	8	14	6	5	1		35
52			1	8	10	3	5	1		28
53			2	5	11	3	8	3		32
54				7	7	6	6	2	1	22
55			1	3	5	3	2	2	4	20
56				6	7	1	3	2	1	20
57				4	6		1	1	1	13
58				1	8	4	1	2		16
59				6	7	2	2	1	3	21
60以上							1			1
人 員 計 (人)	216	262	416	384	227	72	52	15	10	1,654
平均経年数 (年)	2.6	7.2	14.7	20.7	27.7	28.9	30.6	35.1	36.5	16.5

1 1 第2号任期付研究員給料表

年 齢	人 員
18 歳	人
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	1
28	1
29	2
30	1
31	2
32	
33	1
34	
35	
36	1
37	
38	
39	
40	
41	
42	1
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60以上	
人 員 計 (人)	10

第9表 職員の扶養手当等の状況

1 給料表別扶養手当の支給状況

給料表	支給職員数	全職員に 対する支給 職員の割合	支給職員1人当たり		全職員1人当たり	
			平均 扶養親族数	平均手当額	平均 扶養親族数	平均手当額
	人	%	人	円	人	円
行政職	1,400	41.4	1.9	21,350	0.8	8,848
医療職（一）	8	42.1	2.4	27,438	1.0	11,553
医療職（二）	8	25.8	1.8	16,938	0.5	4,371
医療職（三）	9	23.1	1.7	22,500	0.4	5,192
研究職	81	44.8	2.0	21,568	0.9	9,652
福祉職	14	28.0	2.0	23,929	0.6	6,700
教育職（一）	652	41.1	2.0	22,370	0.8	9,202
教育職（二）	1,188	28.9	1.9	21,941	0.6	6,337
教育職（三）	4	57.1	1.8	15,125	1.0	8,643
公安職	948	57.3	2.2	23,387	1.3	13,404
第2号任期付研究員	-	-	-	-	-	-
合 計	4,312	39.0	2.0	22,127	0.8	8,620

（注） 第2号任期付研究員は、制度上支給されていない（第10表において同じ。）。

第10表 職員の住居手当等の状況

1 給料表別住居手当の支給状況

給 料 表	借 家 ・ ア パ ー ト				公 営 住 宅		
	支 給 職 員 数			平均手当額	支 給 職 員 数		
	職員が居住するもの	配偶者等が居住するもの	うち併給		職員が居住するもの	配偶者等が居住するもの	うち併給
行政職	人 690	人 1	人	円 25,601	人 6	人	人
医療職(一)	4			27,875			
医療職(二)	8			24,875			
医療職(三)	6			25,617			
研究職	57			25,198			
福祉職	15			25,447			
教育職(一)	348			25,611	1		
教育職(二)	818			25,547	14		
教育職(三)	1			28,000			
公安職	206	7		25,246			
第2号任期付研究員	-	-	-	-	-	-	-
合 計 (平均家賃額)	2,153	8		25,538 (60,825)	21		

（注） 借家・アパート及び公営住宅の「うち併給」の欄は、単身赴任職員で配偶者等が居住するための住宅を
されている職員の数である。

2 給料表別扶養親族の状況

給 料 表	扶 養 手 当 の 対 象 と な る 扶 養 親 族 数				加 算 者
	配 偶 者	22歳未満の子	父 母 等	合 計	満16歳の年度初 めから満22歳の 年度末までの子
人	人	人	人	人	人
行 政 職	497	2,098	114	2,709	711
医 療 職 (一)	4	14	1	19	8
医 療 職 (二)	3	10	1	14	1
医 療 職 (三)		15		15	6
研 究 職	29	124	6	159	39
福 祉 職	2	25	1	28	7
教 育 職 (一)	233	1,046	35	1,314	326
教 育 職 (二)	326	1,897	88	2,311	540
教 育 職 (三)	2	4	1	7	1
公 安 職	437	1,676	7	2,120	308
第2号任期付研究員	—	—	—	—	—
合 計	1,533 (17.6%)	6,909 (79.5%)	254 (2.9%)	8,696 (100.0%)	1,947 (22.4%)

(注) 加算者は、22歳未満の子の内数である。

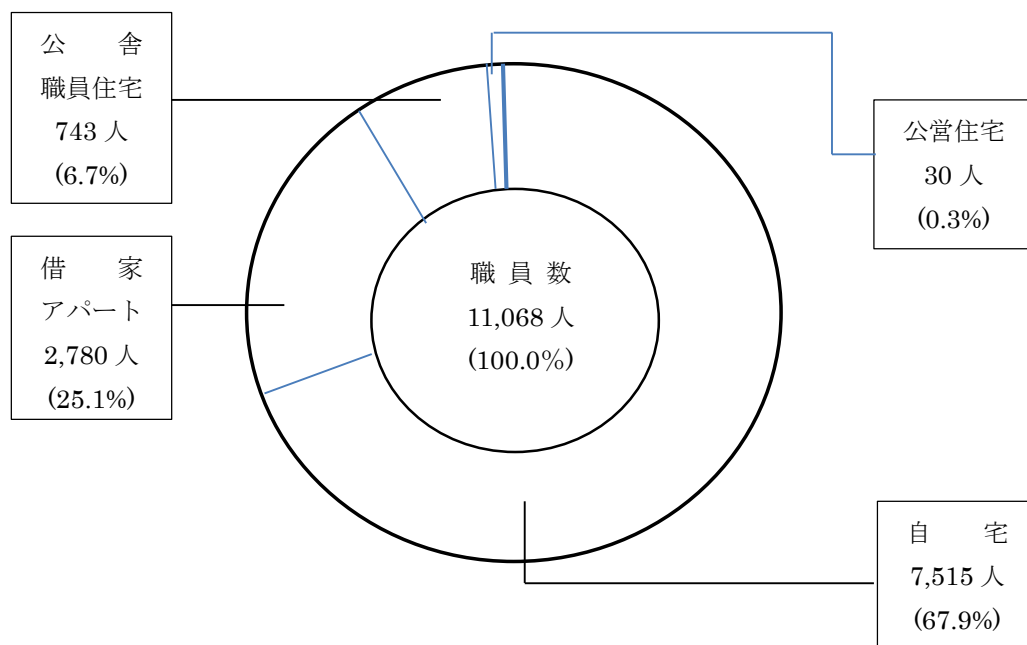
平均手当額	借 間		支給職員数		支 給 職 員 1人あたり 平均手当額	全 職 員 1人あたり 平均手当額
	支給職員数	平均手当額	合 計	全職員に 対する支給 職員の割合		
円	人	円	人	%	円	円
21,583			697	20.6	25,566	5,275
			4	21.1	27,875	5,868
			8	25.8	24,875	6,419
			6	15.4	25,617	3,941
			58	32.0	24,979	8,004
			15	30.0	25,447	7,634
27,000			349	22.0	25,615	5,640
19,007			833	20.3	25,427	5,150
			1	14.3	28,000	4,000
			213	12.9	25,246	3,251
—	—	—	—	—	—	—
20,124 (48,290)			2,184	19.7	25,476	5,027

借り受けているため住居手当が支給されており、併せて職員本人が居住する住宅に対しても住居手当が支給

2 給料表別住居の状況

給料表	自宅	借家 アパート	公営住宅	公舎 職員住宅	借間
	人	人	人	人	人
行政職	2,402	887	9	80	
医療職(一)	14	5			
医療職(二)	22	9			
医療職(三)	31	8			
研究職	105	70		6	
福祉職	34	16			
教育職(一)	1,125	450	2	8	
教育職(二)	2,889	1,086	19	119	
教育職(三)	6	1			
公安職	879	248		527	
第2号任期付研究員	7			3	
合 計	7,515	2,780	30	743	
(全職員に対する割合)	(67.9%)	(25.1%)	(0.3%)	(6.7%)	

3 職員の住居の状況

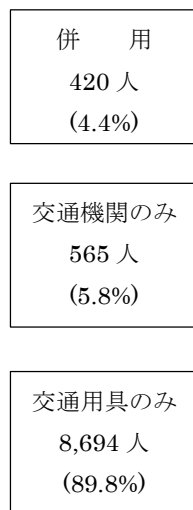


第11表 職員の通勤手当等の状況
1 給料表別通勤手当の支給状況

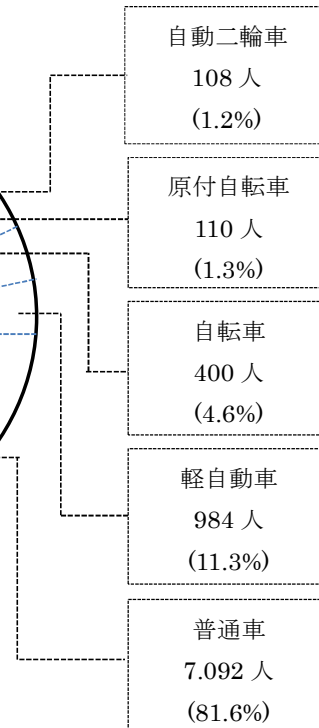
給料表	支給職員数					支給職員 1人 当たり 平均 手当額	全職員 1人 当たり 平均 手当額
	交通機関 のみ利用	交通用具 のみ利用	交通機関 交通用具 併用	合計	全職員に 対する支給 職員の割合	円	円
行政職	469人	2,278人	357人	3,104人	91.9%	11,358円	10,437円
医療職(一)	2人	13人	1人	16人	84.2%	11,207円	9,437円
医療職(二)		30人		30人	96.8%	10,234円	9,904円
医療職(三)	1人	33人	4人	38人	97.4%	11,296円	11,006円
研究職	3人	163人	2人	168人	92.8%	10,430円	9,681円
福祉職		50人		50人	100.0%	9,003円	9,003円
教育職(一)	12人	1,465人	13人	1,490人	94.0%	10,314円	9,695円
教育職(二)	8人	3,531人	9人	3,548人	86.3%	6,950円	5,996円
教育職(三)		4人		4人	57.1%	22,448円	12,827円
公安職	70人	1,116人	34人	1,220人	73.8%	9,507円	7,012円
第2号任期付研究員		10人		10人	100.0%	4,464円	4,464円
合計	565人 (5.8%)	8,694人 (89.8%)	420人 (4.4%)	9,679人 (100.0%)	87.5%	9,313円	8,145円

2 職員の通勤方法

手当支給者の内訳(100%)



交通用具のみの内訳(100%)



第12表 再任用職員の適用給料表別・級別人員

1 暫定再任用職員（フルタイム勤務職員）

給料表	級									
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職	92			80		12				
医 療 職（二）	1				1					
研 究 職	2		2							
教 育 職（一）	147	4	143							
教 育 職（二）	157	1	156							
教 育 職（三）	1		1							
公 安 職	11				1	10				
計	411									
61歳	147									
62歳	116									
63歳	93									
64歳	55									

2 暫定再任用職員（短時間勤務職員）

給料表	級									
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職	89			85		3	1			
研 究 職	12		12							
教 育 職（一）	2		2							
教 育 職（二）	128		128							
教 育 職（三）	1		1							
公 安 職	2				1	1				
計	234									
61歳	60									
62歳	70									
63歳	50									
64歳	54									

3 定年前再任用短時間勤務職員

給料表	級									
	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行 政 職	15			14					1	
教 育 職（二）	7		7							
公 安 職	1					1				
計	23									
60歳	23									

2 民間給与及び公民比較関係

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎とするため、本委員会が実施した「令和 7 年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的、時期及び実施機関

この調査は、職員の給与を民間従業員の給与と比較検討するため、本委員会並びに人事院及び各都道府県等の人事委員会と共同して、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和 7 年 4 月分最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内民間事業所のうち、「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業」に分類された 325 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係 22 職種）

3 調査対象の抽出及び集計

(1) 事業所の抽出

調査の対象となる事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から124事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は112事業所であり、その内訳は第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

調査実人員は5,981人（うち初任給関係294人）であった。

(3) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別・規模別調査事業所数

規 模 産 業	規模計	事 業 所 規 模			企 業 規 模		
		500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	112	8	53	51	40	51	21
農 業 , 林 業 , 漁 業	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	8	—	2	6	2	3	3
製 造 業	56	7	31	18	20	28	8
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	18	—	7	11	6	7	5
卸 売 業 , 小 売 業	4	—	2	2	1	2	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	3	—	—	3	1	1	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	23	1	11	11	10	10	3

(注)1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が12所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第14表 職種別・規模別平均給与額等

1 公民給与比較の対象職種

(1) 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A－B)
事 務 関 係 職 種	支 店 長	人 4	歳 56.9	円 835,904	円 460	円 835,444
	事 務 部 長	160	54.0	752,988	7,202	745,786
	事 務 部 次 長	77	52.4	675,136	19,382	655,754
	事 務 課 長	357	49.3	567,565	22,278	545,287
	事 務 課 長 代 理	122	47.4	492,166	30,370	461,796
	事 務 係 長	236	47.3	457,410	63,058	394,352
	事 務 主 任	324	43.9	444,874	74,816	370,058
	事 務 係 員	1,241	41.9	404,153	50,361	353,792
	大 学 卒	610	38.7	387,510	49,671	337,839
	短 大 卒	217	42.0	367,558	46,422	321,136
	高 校 卒	410	46.5	445,503	53,264	392,239
	中 学 卒	4	47.1	313,985	27,354	286,631
技 術 関 係 職 種	工 場 長	9	54.5	852,360	0	852,360
	技 術 部 長	121	52.8	712,361	8,684	703,677
	技 術 部 次 長	50	52.0	755,432	73,539	681,893
	技 術 課 長	312	48.9	645,260	63,866	581,394
	技 術 課 長 代 理	62	49.0	503,842	51,352	452,490
	技 術 係 長	371	42.0	539,746	100,025	439,721
	技 術 主 任	201	46.4	452,998	70,672	382,326
	技 術 係 員	947	40.9	417,139	58,455	358,684
	大 学 卒	484	37.9	457,064	75,000	382,064
	短 大 卒	125	43.2	376,693	48,868	327,825
	高 校 卒	336	43.6	383,167	42,506	340,661
	中 学 卒	2	55.5	400,400	20,340	380,060

(2) 企業規模500人以上

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A-B)
事務 関 係 職 種	支 店 長	人 4	歳 56.9	円 835,904	円 460	円 835,444
	事 務 部 長	108	53.8	831,717	10,099	821,618
	事 務 部 次 長	49	52.1	755,622	27,888	727,734
	事 務 課 長	186	49.8	653,672	33,793	619,879
	事 務 課 長 代 理	42	48.7	642,827	71,927	570,900
	事 務 係 長	115	47.0	532,955	87,452	445,503
	事 務 主 任	182	44.5	502,932	93,458	409,474
	事 務 係 員	735	43.3	435,416	58,277	377,139
	大 学 卒	369	39.8	408,940	57,213	351,727
	短 大 卒	114	42.4	400,717	56,145	344,572
	高 校 卒	251	48.9	487,166	60,731	426,435
	中 学 卒	X	X	X	X	X
技 術 関 係 職 種	工 場 長	8	55.0	915,414	0	915,414
	技 術 部 長	58	52.2	888,267	5,450	882,817
	技 術 部 次 長	28	51.0	902,422	57,117	845,305
	技 術 課 長	197	49.0	722,698	84,744	637,954
	技 術 課 長 代 理	26	47.7	555,317	50,230	505,087
	技 術 係 長	267	41.6	561,084	103,562	457,522
	技 術 主 任	107	48.2	478,733	69,040	409,693
	技 術 係 員	541	41.0	448,262	67,283	380,979
	大 学 卒	304	37.6	493,583	87,580	406,003
	短 大 卒	35	42.1	409,756	49,871	359,885
	高 校 卒	202	44.4	404,674	47,787	356,887
	中 学 卒	—	—	—	—	—

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

(3) 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A-B)
事 務 関 係 職 種	支 店 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —
	事 務 部 長	52	54.6	571,226	514	570,712
	事 務 部 次 長	28	52.9	530,688	4,116	526,572
	事 務 課 長	171	48.7	460,797	7,999	452,798
	事 務 課 長 代 理	80	46.8	419,326	10,279	409,047
	事 務 係 長	121	47.5	385,147	39,725	345,422
	事 務 主 任	142	42.8	346,978	43,383	303,595
	事 務 係 員	506	37.6	309,729	26,449	283,280
	大 学 卒	241	35.4	318,329	25,326	293,003
	短 大 卒	103	41.1	302,310	27,289	275,021
	高 校 卒	159	38.6	301,482	27,451	274,031
	中 学 卒	3	44.0	305,257	35,775	269,482
技 術 関 係 職 種	工 場 長	X	X	X	X	X
	技 術 部 長	63	53.3	549,847	11,671	538,176
	技 術 部 次 長	22	53.4	559,530	95,426	464,104
	技 術 課 長	115	48.7	475,833	18,186	457,647
	技 術 課 長 代 理	36	49.9	466,077	52,174	413,903
	技 術 係 長	104	44.3	415,835	79,488	336,347
	技 術 主 任	94	43.1	406,837	73,600	333,237
	技 術 係 員	406	40.7	341,827	37,090	304,737
	大 学 卒	180	38.5	356,544	40,373	316,171
	短 大 卒	90	44.0	354,744	48,202	306,542
	高 校 卒	134	41.0	313,307	25,351	287,956
	中 学 卒	2	55.5	400,400	20,340	380,060

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

(4) 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調査実人員	平均年齢	令和7年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A-B)
事務 関 係 職 種	支 店 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —
	事 務 部 長	19	55.7	526,509	813	525,696
	事 務 部 次 長	7	52.0	469,321	0	469,321
	事 務 課 長	64	48.7	455,358	8,388	446,970
	事 務 課 長 代 理	12	47.6	445,976	10,474	435,502
	事 務 係 長	44	45.5	387,222	41,576	345,646
	事 務 主 任	32	43.6	340,376	13,291	327,085
	事 務 係 員	167	37.9	314,259	24,696	289,563
	大 学 卒	100	35.4	327,758	27,930	299,828
	短 大 卒	36	42.3	294,157	16,188	277,969
	高 校 卒	30	41.5	292,025	24,207	267,818
	中 学 卒	X	X	X	X	X
技 術 関 係 職 種	工 場 長	—	—	—	—	—
	技 術 部 長	10	53.0	527,687	276	527,411
	技 術 部 次 長	X	X	X	X	X
	技 術 課 長	27	51.3	448,059	23,657	424,402
	技 術 課 長 代 理	X	X	X	X	X
	技 術 係 長	37	45.0	448,208	59,906	388,302
	技 術 主 任	26	44.8	411,173	28,965	382,208
	技 術 係 員	126	39.1	352,793	37,414	315,379
	大 学 卒	50	36.0	331,716	29,077	302,639
	短 大 卒	30	40.0	373,621	50,015	323,606
	高 校 卒	46	41.8	360,867	37,718	323,149
	中 学 卒	—	—	—	—	—

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A－B)	
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く
	自家用乗用自動車運転手	2	53.5	331,462	49,735	281,727	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く
	守 衛	－	－	－	－	－	
	用 務 員	－	－	－	－	－	
研究関係職種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く)
	研 究 部 (課) 長	X	X	X	X	X	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	3	36.5	381,601	0	381,601	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	2	33.0	358,801	0	358,801	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く)
	研 究 員	15	36.4	329,491	4,446	325,045	
	研 究 補 助 員	－	－	－	－	－	
医療関係職種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	X	X	X	X	X	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	4	41.0	1,238,171	147,872	1,090,299	
	歯 科 医 師	－	－	－	－	－	
	薬 局 長	X	X	X	X	X	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	16	40.1	363,348	39,500	323,848	
	診療放射線技師	17	40.9	351,071	28,213	322,858	
	臨床検査技師	33	43.5	334,277	32,150	302,127	
	栄 養 士	11	39.3	318,293	29,987	288,306	
	理 学 療 法 士	64	35.8	330,506	15,634	314,872	
	作 業 療 法 士	60	35.1	320,238	17,336	302,902	
	総 看 護 師 長	3	57.7	540,138	20,425	519,713	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	24	53.4	499,705	50,319	449,386	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	118	45.9	423,938	61,157	362,781	
	准 看 護 師	30	46.6	358,457	35,944	322,513	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	－	－	－	－	－	
	大 学 教 授	27	57.7	760,902	0	760,902	
	大 学 准 教 授	22	48.6	595,639	0	595,639	
	大 学 講 師	25	45.0	536,939	0	536,939	
	大 学 助 教	5	37.6	468,396	0	468,396	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	2	48.0	716,420	91,970	624,450	
	高等学校教諭	30	39.1	391,033	36,011	355,022	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。

第15表 民間における初任給の状況

1 初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	%	%	%	%	%
	500人以上	65.1	(84.7)	(15.2)	(0.1)	34.9
	100人以上 500人未満	83.3	(82.7)	(17.1)	(0.1)	16.7
	【参考】 50人以上 100人未満	52.5	(79.0)	(20.7)	(0.3)	47.5
高校卒	計	27.7	(71.1)	(28.7)	(0.1)	72.3
	500人以上	45.5	(87.8)	(12.0)	(0.2)	54.5
	100人以上 500人未満	61.1	(86.1)	(13.8)	(0.2)	38.9
	【参考】 50人以上 100人未満	39.4	(78.3)	(21.3)	(0.4)	60.6

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

2 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模			
		全規模 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	円 235,618	円 246,675	円 226,630	円 212,078
	短大卒	217,970	225,229	215,391	191,989
	高校卒	201,136	207,164	198,166	186,898
新卒事務員	大学卒	235,450	245,449	227,262	208,757
	短大卒	216,877	222,827	213,875	193,881
	高校卒	200,824	206,772	197,751	183,929
新卒技術者	大学卒	235,858	248,438	225,737	218,167
	短大卒	218,963	228,970	216,530	209,151
	高校卒	201,455	207,590	198,575	191,054

3 職員と民間従業員の初任給の比較

学 歴	民 間 (A)	職 員 (B)	差 (A-B)
	円	円	円
大 学 卒	235,618	226,728 (231,942)	8,890 (3,676)
短 大 卒	217,970	211,653 (216,521)	6,317 (1,449)
高 校 卒	201,136	195,472 (199,967)	5,664 (1,169)

(注) 1 民間の金額は、令和7年4月分の「きまって支給する給与」から時間外手当、通勤手当、扶養手当等特定の者のみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものである。

2 職員の金額の()内は、初任給月額に地域手当(2.3%)を含めた額である。

第16表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	59.8%
支 給 し な い	40.2%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	32,000円以上 33,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第17表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額 制	その他	
97.9 %	(19.6) %	(61.2) %	(1.9) %	(17.3) %	2.1 %

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2及びその3において同じ)。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額 制	その他	
32.1 %	(30.2) %	(61.7) %	(3.0) %	(5.1) %	67.9 %

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月 額									
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上
4.9 %	10.2 %	6.3 %	30.5 %	2.2 %	10.2 %	5.8 %	2.2 %	23.7 %	4.0 %

(注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
2 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
57.8	42.2	56.5	43.5	56.4	43.6

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	%	%	
99.6	67.1	32.9	0.4

(注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(第20表及び第21表において同じ。)

第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
課 長 級	%	%	%
	48.1	38.8	51.9
非 管 理 職			
	42.5	30.9	57.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第21表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
%	%
75.6	76.8

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第22表 職員と民間従業員の職務対応

職員の職務の級 (行政職給料表)	民 間 従 業 員 の 職 種 名	
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満
9 級	支店長、工場長、 部長、部次長	
8 級	課 長	支店長、工場長、 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課長代理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 民間従業員の職種の定義は、次のとおりである。

職 種 名	定 義
支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店又は工場の長
部 長	① 構成員20人又は2課以上の部相当の組織の長 ② 職責が①に相当する部長又は部長級専門職
部 次 長	① 上記部長に事故等のあるときの職務代行者(部に1人) ② 職責が①に相当する部次長又は部次長級専門職 ③ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	① 構成員10人又は2係以上の課相当の組織の長 ② 職責が①に相当する課長又は課長級専門職
課 長 代 理	① 上記課長に事故等のあるときの職務代行者(課に1人) ② 上記課長(注1)に直属して業務を分掌し、直属の部下に係長又は部下4人以上を有する課長代理 ③ 職責が①又は②に相当する課長代理及び課長代理級専門職 ④ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者 (注1) 職種要件に該当しない課長又はその他の課長級専門職を含む
係 長	係相当の組織の長、係長等の職名を有する者又は係長級専門職
主 任	① 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ②a 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ②b 係長のいない事業所において職責が②aに相当する主任の職名を有する者 ③ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

3 物 価 及 び 生 計 費 関 係

第23表 費目別、世帯人員別標準生計費（甲府市）

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯（有業人員1人の2人～5人世帯）について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	食料
住居関係費	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出 （諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

費目別、世帯人員別標準生計費（甲府市）（令和7年4月）

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 29,780	円 43,650	円 55,830	円 68,010	円 80,190
住居関係費	48,380	64,760	54,040	43,330	32,620
被服・履物費	4,250	3,190	5,090	6,980	8,870
雑費Ⅰ	15,680	24,350	33,910	43,460	53,030
雑費Ⅱ	4,540	7,420	9,710	12,000	14,280
計	102,630	143,370	158,580	173,780	188,990